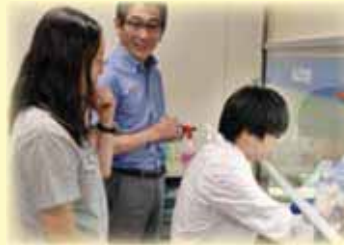


平成30年度

学生便覧



広島大学歯学部



広島大学

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たな知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

○ 広島大学歌

- 1 光あり
遠き山なみ 輝きて
新たなる日は ひらけたり
ああわれら
はてなき空に かたちなす
真をぞ きはめん望みなり
- 2 流あり
古き歴史は 七筋に
わかれてとはに 伝へたり
ああわれら
移らう時に かはらざる
善きをこそ 努めん集ひなり
- 3 緑あり
つよき不死の樹 広がりて
葉末は風に そよぎたり
ああわれら
明るき道に 影しるす
美しきもの 求めん願ひなり

歯学部理念と目標

1)理念

1. 高度な医療技術と学識、豊かな人間性を備えた歯科医療人の育成
2. 国際的に活躍できる歯科医学分野の教育者・研究者の養成
3. 地域医療と歯科医学分野への貢献

2)目標

1. 幅広い教養と豊かな人間性、協調性を備え、国際化・情報化に迅速かつ的確に対応できる能力を持った社会人を養成する。
2. 高度の医療技術と隣接医学を含む生命科学についての総合的知識を有する歯科医療人を養成する。
3. 将来、歯科医学の教育・研究分野において指導的立場に立ち、国際的にも活躍できる人材として大成するための必要な素養を培わせる。

《 学生便覧について 》

1. この「学生便覧」は、歯学部 of 平成 30 年度入学生を対象としており、大学・学部の諸規則、教育課程、履修要領及び修学上の諸注意等を記載したものです。
2. 「Ⅰ 教育課程」では、前半部に歯学部の教育課程の履修基準表（教養教育及び専門教育）等を掲載し、後半部に全学部に通じた教養教育に関する内容が記載してあります。
3. 「Ⅱ 教務・学生生活関係」では、学生生活における注意事項等が記載してあります。
4. 「Ⅲ 諸規則」では、学部生に必要な歯学部の規則等を記載してあります。
5. 卒業するまで、この『学生便覧』に従って履修等を行いますので、紛失しないよう大切に扱ってください。
6. この『学生便覧』と『もみじ（広島大学学生情報システム）』で閲覧できる各授業科目の授業内容等を記載した『講義概要（シラバス）』を活用して、遺漏なく各自の履修計画を立ててください。

注 意 事 項

大学から学生のみなさんへの伝達事項は、「もみじ」電子掲示板により行いますので、**1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。**ただし、以下のいずれかに該当する場合は、各学部の掲示板にも掲示されます。また、重要な事項につきましても同様に掲示します。「もみじ」及び掲示を確認しなかつたために思いもかけない不利益を被る場合があるので、注意してください。

1. 履修登録期間の掲示
2. 新入生（4月入学）・編入生に対する掲示→4月未まで
3. 「もみじ」が正常に稼働しない場合の連絡

広島大学学分区分

前 期		区 分
期 間		
4月1日～4月7日		春季休業
4月8日～8月10日		授 業
8月11日～9月30日		夏季休業
後 期		
10月1日～12月25日		授 業
11月5日		創立記念日
12月26日～1月5日		冬季休業
1月6日～2月15日		授 業
2月16日～3月31日		学年末休業

授 業 時 間

時 限	時 刻
1	8:45～9:30
2	9:30～10:15
3	10:30～11:15
4	11:15～12:00
5	12:50～13:35
6	13:35～14:20
7	14:35～15:20
8	15:20～16:05
9	16:20～17:05
10	17:05～17:50

目次

III 諸規則

1 広島大学規則集	
・ 例規検索システム	47
・ 広島大学規則集 (英語版)	48
・ 平成30年度規則等一覧	49

IV 教員・配置図

1 歯学部授業担当教員名簿	51
2 震地区建物配置図 (歯学部建物内配置図含む)	55
2 教養教育について	教養1～42
3 到達目標型教育プログラムについて	ハイプロ1～25

・ 広島大学の理念	・ 歯学部の理念と目標	・ 広島大学歌
・ 広島大学学期区分	・ 授業時間	

I 教育課程

1 教育科目履修基準について	
・ 広島大学歯学部細則	1
・ 教養教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第1))	7
・ 専門教育科目履修基準表 (歯学部教育課程表 (別表第2))	10
・ 広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について	17
・ 広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い	19
・ 広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について	20
・ 養護教諭一種免許取得に必要な履修科目 (口腔保健学専攻)	22
・ 追試験, 再試験及び特別試験の取扱い	23
・ 歯学科における既修得単位等の認定の取扱い	26
・ 口腔健康科学科における既修得単位等の認定の取扱い	27
・ 外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規	28
・ 歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について	29
・ 学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて	30
・ 学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて	31
・ 歯学部期末試験実施要項	32
・ 期末試験等における不正行為の取扱いについて	33
・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ	34
・ 広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ	34
・ 教育ネットワーク中国における他大学の授業の受講について	35
・ 広島大学歯学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準	36
・ 成績評価に対する異議申立制度について	37

II 教務・学生生活関係

1 諸手続等について	39
2 学業成績の送付について	40
3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について	40
4 学生生活注意事項	40
5 国家試験について	44

I 教育課程

1 教育科目履修基準等について

○広島大学歯学部細則

(平成16年7月28日学部長決裁)

(趣旨)

第1条 広島大学歯学部(以下「本学部」という。)の学生の修学については、広島大学通則(平成16年4月1日規則第2号)、広島大学教育プログラム規則(平成18年2月14日規則第5号)及び広島大学教養教育科目履修規則(平成23年2月15日規則第3号。以下「教養教育科目履修規則」という。)に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に、次の学科及び専攻を置く。

歯学科

口腔健康科学科

口腔保健学専攻

口腔工学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 歯学科は、歯科医師となるための基盤的教育を行うとともに、我が国の歯科医学・医療の発展を主導する人材を育成するために2コース制(最先端歯学研究コース及び臨床歯科医学コース)教育を実施する。最先端歯学研究コースでは、国際社会で活躍できる歯科医学・医療の教育者・研究者を目指す人材を育成し、臨床歯科医学コースでは先端歯科医療の知識と技術を身に付け、地域医療においてリーダークラスをとることのできる臨床歯科医師を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた歯科医師を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

2 口腔健康科学科の教育研究上の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 口腔保健学専攻は、歯学、医学、保健学及び福祉に関する知識並びに技術を統合した口腔保健学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔保健学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。また同時に、上記の素養を備えた養護教諭を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔保健学の専門家を輩出し、歯科医学・医療、口腔保健及び福祉に貢献することを目的とする。

(2) 口腔工学専攻は、歯学、医学及び工学に関する知識並びに技術を統合した口腔工学の確立と体系化、国際的な教育研究拠点の構築、あるいは口腔工学の高度専門化において活躍できる人材を育成する。これらによって、科学的探求心、高度な学識と医療技術及び豊かな人間性を備えた口腔工学の専門家を輩出し、歯科医学・医療へ貢献することを目的とする。

(口腔健康科学科の各専攻の入学定員)

第2条の3 口腔健康科学科の各専攻の入学定員は次のとおりとする。

- (1) 口腔保健学専攻 20人
 - (2) 口腔工学専攻 20人
- (コース)

第3条 歯学科に次のコースを置く。

最先端歯学研究コース

臨床歯科医学コース

(コースの決定)

第4条 歯学科の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれかの一つを専攻するものとする。

2 前項のコースの決定時期は、第3年次とする。

3 決定の方法については、別に定める。

(教育課程)

第5条 本学部の教育課程は、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目により、主専攻プログラムとして、体系的に編成する。

2 本学部が開設する主専攻プログラムは、次のとおりとする。

歯学プログラム

口腔保健学プログラム

口腔工学プログラム

3 歯学プログラムの中に、次の専門プログラムを置く。

最先端歯学研究プログラム

臨床歯科医学プログラム

4 最先端歯学研究コースを専攻する学生は最先端歯学研究プログラムを、臨床歯科医学コースを専攻する学生は臨床歯科医学プログラムを、それぞれ履修しなければならない。

(授業科目及び履修方法)

第6条 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 教養教育科目の授業科目及び履修方法は、教養教育科目履修規則及び別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

4 前2項の授業科目のほか、必要に応じ教授会の議を経て、特定の授業科目を開講することがある。

(履修手続)

第7条 各学期に開講する授業科目及びその担当教員名等は、その学期の始めに公示する。

第8条 歯学科の学生が履修できる科目は、その学期に配当されたものとする。

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の指定する期間に所定の手続を行わなければならない。

2 前項の期間内に所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該授業科目担当教員の承認を経て、履修を認めることがある。

第10条 他学部が、本学部の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、前条第1項の手続を行わなければならない。(修得単位数の少ない学生の履修指導)

第11条 指導教員は、修得単位数の少ない学生に対し、履修促進のための適切な指導を行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第12条 1年次に卒業要件単位として修得することができる教養教育科目の単位数は、歯学科の学生にあっては46単位、口腔健康科学科の学生にあっては38単位を上限とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第13条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものが、日本語科目及び日本語に関する授業科目を履修して、単位を修得した場合は、当該授業科目の単位を卒業の要件として修得すべき教養教育科目の単位に代えることができる。

2 前項の授業科目及び単位数については、別に定める。

(既修得単位数等の認定)

第14条 広島大学既修得単位数等の認定に関する細則(平成16年4月1日(副学長(教育・学生担当)決裁)第2条第1項の規定に基づき定める第1年次に入学した者の既修得単位数等の認定単位数は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、広島大学での既修得単位の認定(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教授会の議を経て学部長が認めることができる。

3 既修得単位数等の認定を受けようとする者は、入学した年度の6月30日までに学部長に申請しなければならない。

(教育課程の修了)

第15条 教育課程の修了は、所定の試験に合格し、別表第1及び別表第2に規定する単位を修得することによる。

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修した者には、科目毎に定められた成績評価基準により所定の単位を与える。

(単位数の計算の基準)

第17条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(科目試験)

第18条 科目試験は、それぞれの授業科目(臨床実習を含む。)について行う。

2 科目試験の方法及び期日については、当該授業担当教員が定め、原則として2週間前までに発表する。

3 授業実施時間の3分の2以上の出席を満たさない場合は、受験を認めない。ただし、所定の手続をした上でその欠席が病气その他やむを得ない事由によると認められる場合は、当該授業科目担当教員の判断に従うものとする。

4 試験当日病气その他の事故で科目試験を受けることができない者は事前に、やむを得ない場合は事後に、医師の診断書又は理由書を添えて速やかに学部長へ届け出なければならない。

5 前項の届出のあった者に対しては、追試験を行うことがある。追試験の実施方法等については、別に定める。

6 科目試験の得点が満点の60%未満の者については、再試験を行うことがある。再試験の実施方法等については、別に定める。

(成績評価基準の明示及び平均評価点)

第19条 授業科目の成績評価基準は、授業担当教員が定め、シラバス(授業計画)に明示するものとする。

2 学年、あるいはセメスターの成績は、次の算式により算出する平均評価点(GPA: Grade Point Average)をもって評価する。

平均評価点 = (秀の単位数 × 4 + 優の単位数 × 3 + 良の単位数 × 2 + 可の単位数 × 1) / 登録単位数 × 4 × 100

第20条 学生は、所定の授業科目の単位を修得しなければ、次の学年あるいはセメスターの授業科目を履修することはできない。

2 前項の所定の単位数については、別に定める。

(教員免許)

第21条 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生が、所定の授業科目を履修し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部

省令第26号)に定める所要の単位を修得したときは、次に掲げる教育職員の普通免許状授与の所要資格を得ることができる。

免許状の種類 養護教諭一種免許状

2 前項に定める授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第22条 学生が、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(副専攻プログラム及び特定プログラムの履修)

第23条 副専攻プログラムは、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができ。

2 特定プログラムは、広島大学特定プログラム履修細則(平成18年3月14日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところにより、履修することができる。

(休学)

第24条 学生が休学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が休学期間を短縮しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第25条 学生が退学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第26条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、学長の許可を得なければならない。

2 他の大学から本学部に転学を志望する者は、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(登録プログラムの変更)

第27条 学生が本学部の他の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、所定の書類を学部長に提出し、教授会の議を経て、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、他の学部の主専攻プログラムに登録の変更をしようとするときは、広島大学転学部の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の規定に基づき、事前に転学部の許可を得なければならない。

(卒業の要件)

第28条 本学部の卒業の要件は、本学部に通則第4条に規定する修行年限以上在学し、かつ、別表第1及び別表第2に定める教育課程における所定の単位を修得することとする。

(雑則)

第29条 この細則に定めるもののほか、本学部の学生の修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、別に定める。

歯学部教育課程表(別表第1)

＜歯学科 歯学プログラム＞

区分	科目区分		要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)			
教養教育科目	平 和 科 目		2		2	選択必修	2年次2ターム			
	基 礎 科 目	大 学 教 育 入 門	2	大学教育入門	2	必 修	1ターム			
		教 養 ゼ ミ	2	教養ゼミ	2	必 修	1ターム			
	共 通 科 目	領 域 科 目		4	人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1, 3ターム		
				2	全身の健康と口腔科学 I	2	必 修	2ターム		
				2	全身の健康と口腔科学 II	2	必 修	4ターム		
		外 国 語 科 目	英 語 (注2)	コミュニケーション 演習	2	コミュニケーション演習 I	1	必 修	1ターム	
						コミュニケーション演習 II	1		3ターム	
				コミュニケーション I	2	コミュニケーション I A	1	必 修	1, 2ターム	
						コミュニケーション I B	1			
				コミュニケーション II	2	コミュニケーション II A	1	必 修	3, 4ターム	
						コミュニケーション II B	1			
			コミュニケーション III	2	コミュニケーション III A	1	選択必修	2年次1, 3ターム		
					コミュニケーション III B	1				
					コミュニケーション III C	1				
				初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語の うちから1言語選択)		4	ベーシック外国語 I から2科目	1	選択必修	1, 2ターム
						ベーシック外国語 II から2科目	1	3, 4ターム		
				情 報 科 目		2	情報活用基礎	2	選択必修 (注3)	1ターム
			情報活用演習				2	3ターム		
		健 康 ス ポ ー ツ 科 目		2	健康スポーツ科学	2	選択必修	1~4ターム		
						スポーツ実習			1	
		基 盤 科 目		4	一般化学	2	必 修	2ターム		
						細胞科学		2	3ターム	
					初修物理学(注4)	2	選択必修	2ターム		
					初修生物学(注4)	2		1ターム		
					人間理解のための人体解剖学 I	1		3ターム		
					人間理解のための人体解剖学 II	1		4ターム		
				ヘルスサイエンスのための基盤数学(注4)	2	1ターム				
				基礎微積分学	2	2ターム				
				基礎線形代数学	2	4ターム				
				基礎物理学 I	2	3ターム				
	計		38							

注1: 年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I・II・III」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

＜口腔健康科学科 口腔保健学プログラム＞

区分	科目区分	要修得 単位数	授 業 科 目 等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)		
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修	2年次2ターム		
	基礎 科目 大学 教育	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1ターム	
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1ターム	
	共通 科目	領域 科目		人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1, 3ターム	
				全身の健康と口腔科学 I	2	必修	2ターム	
				全身の健康と口腔科学 II	2	必修	4ターム	
		外国 語 科目	英語 (注2)	コミュニケーション 基礎	コミュニケーション基礎 I ----- コミュニケーション基礎 II	1 1	必修	集中講義等
				コミュニケーション I	コミュニケーション I A ----- コミュニケーション I B	1 1		
			コミュニケーション II	コミュニケーション II A ----- コミュニケーション II B	1 1	必修	3, 4ターム	
			コミュニケーション III	コミュニケーション III A ----- コミュニケーション III B ----- コミュニケーション III C	1 1 1			選択必修
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)		ベーシック外国語 I から2科目 ----- ベーシック外国語 II から2科目	1 1	選択必修	
			情報科目		情報活用基礎 ----- 情報活用演習	2 2		選択必修 (注3)
		健康スポーツ科目			1又は2	選択必修	1~4ターム	
	基 盤 科 目		2	医療従事者のための心理学	2	必修 (注4)	4ターム	
			2	初修生物学(注5)	2	選択必修	1ターム	
				細胞科学	2		3ターム	
				人間理解のための人体解剖学 I	1		3ターム	
		人間理解のための人体解剖学 II		1	4ターム			
	2	初修化学	2	必修	2ターム			
計		36						

注1：年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2：短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I・II・III」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3：1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4：「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学A」又は「心理学B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5：履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。なお指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注6：養護教諭の免許を取得しようとする者は、「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を参照すること。

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分	要修得単位数	授業科目等	単位数	履修区分	履修ターム (注1)		
教養教育科目	平和科目	2		2	選択必修	2年次2ターム		
	基礎科目 大学教育	大学教育入門	2	大学教育入門	2	必修	1ターム	
		教養ゼミ	2	教養ゼミ	2	必修	1ターム	
	共通科目	領域科目		人文社会科学系から2科目4単位以上	1又は2	選択必修	1, 3ターム	
				全身の健康と口腔科学 I	2	必修	2ターム	
				全身の健康と口腔科学 II	2	必修	4ターム	
		外国語科目	英語 (注2)	コミュニケーション基礎	コミュニケーション基礎 I コミュニケーション基礎 II	1 1	必修	集中講義等
				コミュニケーション I	コミュニケーション I A コミュニケーション I B	1 1	必修	1, 2ターム
			コミュニケーション II	コミュニケーション II A コミュニケーション II B	1 1	必修	3, 4ターム	
			コミュニケーション III	コミュニケーション III A コミュニケーション III B コミュニケーション III C	1 1 1	選択必修	2年次1, 3ターム	
			初修外国語 (ドイツ語, フランス語, 中国語のうちから1言語選択)		ベーシック外国語 I から2科目 ベーシック外国語 II から2科目	1 1	選択必修	1, 2ターム 3, 4ターム
			情報科目		情報活用基礎 情報活用演習	2 2	選択必修 (注3)	1ターム 3ターム
				健康スポーツ科目	2		1又は2	選択必修
			基盤科目		2	医療従事者のための心理学	2	必修(注4)
				4	初修生物学(注6)	2	選択必修 (注5)	1ターム
	細胞科学				2	3ターム		
	人間理解のための人体解剖学 I				1	3ターム		
	人間理解のための人体解剖学 II				1	4ターム		
				2	一般化学	2	選択必修 (注5)	2ターム
				2	初修物理学(注6)	2	選択必修 (注5)	2ターム
				2	基礎物理学 I	2		3ターム
		2		基礎微積分学又は ヘルスサイエンスのための基盤数学(注6)	2	必修	1又は2ターム	
		2		基礎線形代数学	2	必修	4ターム	
		2	統計学 その他の基盤科目から	2 1又は2	選択必修 (注7)	4ターム		
計	42							

注1: 年次の記載がない場合は1年次に履修すること。なお、単位を修得できなかった場合はこれ以降に履修することも可能である。授業科目により実際に開講するタームが異なる場合があるので、毎年発行する教養教育科目授業時間割等で確認すること。

注2: 短期語学留学等による「英語圏フィールドリサーチ」又は自学自習による「オンライン英語演習 I・II・III」の履修により修得した単位を、卒業に必要な英語の単位(8単位)に代えることが可能である。また、外国語技能検定試験、語学研修による単位認定制度もある。詳細については、学生便覧の教養教育の英語に関する項、「外国語技能検定試験等による単位認定の取扱いについて」を参照すること。

注3: 1年次前期開設の「情報活用基礎」を履修すること。なお、「情報活用基礎」の単位を修得できなかった場合のみ、後期開設の「情報活用演習」を履修することができる。

注4: 「医療従事者のための心理学」の単位を修得できなかった場合のみ、「心理学A」又は「心理学B」の履修により修得した単位を、卒業に必要な単位(2単位)に算入することができる。

注5: これら生物に関する科目群、化学に関する科目群、物理に関する科目群の3つのグループの中から2つ選択し、それぞれ1科目ずつ履修すること。

注6: 履修すべき科目がある場合は、歯学部において指定する。指定された科目以外を修得しても卒業に必要な単位に含めない。

注7: 「統計学」を履修すること。なお、「統計学」の単位を修得できなかった場合のみ、その他の基盤科目の単位で代替えすることができる。

歯学部教育課程表（別表第2）

＜歯学科 歯学プログラム＞

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数												備考				
			1		2		3		4		5		6						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
歯学	専門基礎科目Ⅰ	◎医科歯科分子生物学	2			2											原医研担当		
	◎人類遺伝学	2			2												医学科と合同授業、原医研担当		
	◎放射線生物学・放射線健康リスク科学	2			2												医学科と合同授業、原医研担当		
	◎医療倫理学	1									1						口腔健康科学科と合同授業、非常勤講師		
	◎臨床心理学	1									1						口腔健康科学科と合同授業、非常勤講師		
	専門基礎科目Ⅱ	◎対人コミュニケーション論	1			1												口腔健康科学科と合同授業	
	◎医療コミュニケーション基礎論	1			1													口腔健康科学科と合同授業	
	◎歯学統計学	1								1								口腔健康科学科と合同授業、非常勤講師	
	◎歯学研究特論	3					3												
	◎国際歯科医学連携開発学	1		1															
	生命科学系科目	◎口腔解剖学	2			2													
	◎口腔組織学	2			2														
	◎解剖学・発生学	2			2														
	◎口腔生理学	3			3														
	◎口腔生化学	3			1	2													
	◎微生物学	3			1	2													
	◎歯科薬理学	3				3													
	◎口腔病理学	4				4													
	◎免疫学	2				2													
	生命科学系基礎実習	◎組織学基礎実習	1			1													
◎解剖学基礎実習	2				2														
◎口腔機能学基礎実習	2					2													
◎口腔微生物学基礎実習	1					1													
◎口腔病理学基礎実習	1					1													
歯学材料系基礎実習	◎歯科理工学	3				3													
◎歯科理工学基礎実習	1					1													
社会歯学系科目・同基礎実習	◎衛生学・公衆衛生学	1				1												口腔健康科学科と合同授業	
◎口腔衛生学	2					2												口腔健康科学科と合同授業	
◎衛生行政学	1					1												口腔健康科学科と合同授業	
◎社会福祉学	1								1									口腔健康科学科と合同授業	
◎衛生学・口腔衛生学実習	1								1										
口腔診断治療学系科目	◎歯内療法学	2				2													
◎保存修復学	2					2													
◎歯科放射線学	2					2													
◎義歯補綴学	3					2	1												
◎補綴学	3					2	1												
◎歯周病学	3					1	2												
◎歯科矯正学	3						1	2											
◎小児歯科学	3						1	2											
◎口腔外科学	3						1	2											
◎顎外科学	3						1	2											
◎歯科麻酔学	2							2											
ア合臨床科目	◎医療情報処理学	2				2													口腔健康科学科と合同授業
◎総合歯科医療学	3								1	1	1								
◎顎機能学	2									2									
◎口腔インプラント学	2									2									
◎診断・検査学	2									2									
◎歯科医療安全学	1										1								口腔健康科学科と合同授業
◎障害者歯科学	1										1								口腔健康科学科と合同授業
◎成人・高齢者歯科学	2										2								口腔健康科学科と合同授業
◎摂食・嚥下リハビリテーション学	1										1								口腔健康科学科と合同授業
◎特別科目	2										2								非常勤講師
目	◎歯内療法・保存修復学基礎実習	1						1											
◎歯科放射線学基礎演習	1							1											
◎無歯顎補綴治療学実習	1							1											
◎歯冠補綴治療学実習	1							1											
◎部分無歯顎補綴治療学実習	1							1	1										
◎歯列補綴治療学実習	1							1	1										
◎歯周療法学基礎実習	1							1	1										
◎顎口腔医療学基礎実習	2									2									

科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・semester別履修単位数												備考				
			1		2		3		4		5		6						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
歯学プログラム ムコア科目	◎歯科麻酔学基礎演習	1										1							
	◎歯科矯正学基礎実習	1										1							
	◎小児歯科学基礎実習	1										1							
歯学プログラム 科目	◎スタートアップコースワーク	1						1										口腔健康科学科と合同授業	
	◎専門コースワーク	1										1						口腔健康科学科と合同授業	
	◎実践専門英語演習	1										1						口腔健康科学科と合同授業	
	◎内科学Ⅰ	2												2				医学部教員	
	◎内科学Ⅱ	2												2				医学部教員	
	◎外科学Ⅰ	2												2				医学部教員	
	◎外科学Ⅱ	1												1				医学部教員	
	◎眼科学	1												1				医学部教員	
	◎耳鼻咽喉科学	1												1				医学部教員	
	◎皮膚科学	1												1				医学部教員	
自由選択科目	◎精神科学	1											1					医学部教員、口腔健康科学科と合同授業	
	◎小児科学	1											1					医学部教員、口腔健康科学科と合同授業	
	◎救急集中治療医学	1											1					医学部教員	
	◎局所解剖学実習	1								1									
	最先端歯学研究演習プログラム科目	◎硬組織代謝生物学演習	1								1								この中から4単位選択
		◎口腔細胞生物学演習	1								1								
		◎口腔生理学演習	1								1								
		◎生体分子機能学演習	1								1								
		◎口腔顎顔面病理病態学演習	1								1								
		◎細胞分子薬理学演習	1								1								
◎細菌学演習		1								1									
◎生体材料学演習		1								1									
◎粘膜免疫学演習		1								1									
コース共通科目	◎硬組織代謝生物学実習	12										2	6	4				この中から12単位選択	
	◎口腔細胞生物学実習	12										2	6	4					
	◎口腔生理学実習	12										2	6	4					
	◎生体分子機能学実習	12										2	6	4					
	◎口腔顎顔面病理病態学実習	12										2	6	4					
	◎細胞分子薬理学実習	12										2	6	4					
	◎細菌学実習	12										2	6	4					
	◎生体材料学実習	12										2	6	4					
	◎粘膜免疫学実習	12										2	6	4					
◎国際歯科医学特論	1												1						
臨床実習科目	◎臨床見学演習・実習	4				1			2			1							
	◎臨床実習(予備実習含む)	22														22			
研究コース小計(臨床実習を除く)		150		1	20	21		20	19	17	24	27	1					研究コースの単位数(選択科目は除く。)	
研究コース合計		172		1	41			39		41			50						
臨床歯科医学プログラム科目	◎口腔機能修復学特論	1								1									
	◎応用口腔医学特論	1								1									
	◎顎口腔医療学特論	1								1									
	◎咬合発達育成学特論	1								1									
	◎歯髄生物学演習・実習	1								1									
	◎歯科補綴学演習・実習	1								1									
	◎歯科臨床英語	1									1								
	◎先端歯科補綴学演習・実習	1									1								
	◎歯周病態学演習・実習	1									1								
	◎分子口腔医学・顎顔面外科学演習・実習	1										1							
	◎口腔外科学演習・実習	1										1							
	◎歯科放射線学・歯科麻酔学演習・実習	1										1							
	◎歯科矯正学演習・実習	1										1							
◎小児歯科学演習・実習	1										1								
◎臨床歯科医学総合演習	2										2								
◎国際歯科医学特論	1											1							
臨床実習科目	◎臨床見学演習・実習	4				1			2		1								
	◎臨床実習(予備実習含む)	22														22			
臨床コース小計(臨床実習を除く)		150		1	20	21		20	17	19	21	30	1					臨床コースの単位数(選択科目は除く。)	
臨床コース合計		172		1	41			37		40			53						

(注) ◎は必修科目、○は選択必修科目を示す。

歯学プログラム 卒業要件単位数 210単位以上

教養教育科目

平和科目	2単位
大学教育基礎科目	4単位
共通科目	
領域科目	8単位
外国語科目	
英語	8単位
初修外国語	4単位
情報科目	2単位
健康スポーツ科目	2単位
基盤科目	8単位

専門教育科目

歯学プログラムコア科目

専門基礎科目Ⅰ,Ⅱ	13 単位以上
生命科学系科目	24 単位以上
生命科学系基礎実習	7 単位以上
材料科学系科目・同基礎実習	4 単位以上
社会歯学系科目・同基礎実習	6 単位以上
口腔診断治療学系基礎実習	29 単位以上
総合臨床系科目	18 単位以上
口腔診断治療学系基礎実習	12 単位以上
バイオデンタル教育科目	3 単位以上
医学系科目	13 単位以上

最先端歯学研究プログラム科目

歯学研究演習	4 単位以上
歯学研究実習	12 単位以上
コース共通科目	1 単位以上

臨床歯科医学プログラム科目

臨床応用特論	4 単位以上
臨床応用演習・実習	12 単位以上
コース共通科目	1 単位以上

臨床実習科目

臨床見学演習・実習	4 単位以上
臨床実習（予備実習含む）	22 単位以上

教養教育科目小計 38単位以上

専門教育科目小計 172 単位以上

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考				
				1		2		3		4						
				1	2	3	4	5	6	7	8					
専門教育科目	専門	◎ 口腔リハビリテーション学実習	1						1							
		◎ 看護学Ⅰ	1			1										
		◎ 看護学Ⅱ	2			2										
		看護学Ⅲ	2					2								
		看護学演習	1			1										
		基礎看護学臨床実習（養護教諭）	1						1							
		養護概説	2						2							
		健康相談	1							1						
		学校保健演習	2							2						
		小児科学	1						1							
		精神科学	1						1							
		精神保健学	1						1							
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1						1							
		◎ 歯科臨床教育学	1							1						
		◎ 口腔保健衛生学臨床・臨地実習	20							5	9	6				
	◎ 口腔保健管理学臨床実習	5									1	4				
	◎ 卒業研究	3								1	1	1				
	バイオデンタル教育科目	◎スタートアップコースワーク	1				1									
		◎専門コースワーク	1						1							
		◎実践専門英語演習	1							1						
合計			105	3	7	24	22	21	11	10	7	選択科目は除く。				

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔保健学プログラム 卒業要件単位数 141単位以上

教養教育科目		専門教育科目	
平和科目	2単位	専門基礎科目	33単位以上
大学教育基礎科目	4単位	専門科目	69単位以上
共通科目		バイオデンタル教育科目	3単位以上
領域科目	8単位		
外国語科目			
英語	8単位		
初修外国語	4単位		
情報科目	2単位		
健康スポーツ科目	2単位		
基盤科目	6単位		
教養教育科目小計	36単位以上	専門教育科目小計	105単位以上

＜口腔健康科学科 口腔工学プログラム＞

区分	科目区分	授業科目	最低修得単位数	学年・セメスター別履修単位数								備考		
				1		2		3		4				
				1	2	3	4	5	6	7	8			
専 門 基 礎 科 目		◎ 系統解剖学	2	2										
		◎ 口腔解剖学	2		2									
		◎ 口腔解剖学実習	2			1	1							
		◎ 顎口腔機能学	2			2								
		◎ 顎口腔機能学実習	1			1								
		◎ 基礎歯学概論	2	2										
		◎ 生理学・口腔生理学	2		2									
		◎ 薬理学・歯科薬理学	2			2								
		◎ 微生物学・口腔微生物学	2			2								
		◎ 免疫学	1			1								
		◎ 口腔衛生学	2			2								
		◎ 歯学統計学	1					1						
◎ 総合医科学	2					2								
◎ 医療倫理学	1					1								
◎ 基礎栄養生化学	2			2										
専 門 目		◎ 外科系歯科学	2						2					
		◎ 保存系歯科学	2						2					
		◎ チーム歯科医療学	1					1						
		◎ 障害者歯科学	1					1						
		◎ 成人・高齢者歯科学	2					2						
		◎ 関係法規（社会保障制度を含む）	1							1				
		◎ 歯科医療管理学示説B	1					1						
		◎ 医療情報処理学	2			2								
		◎ 歯科臨床教育学	1						1					
		◎ スポーツ歯科・顎関節症保健学	1					1						
		◎ 生体材料学	2			2								
		◎ 生体材料学実習	1			1								
専 門 科 目		◎ 応用生体材料学実習	1								1			
		◎ 精密鑄造学	2			2								
		◎ 精密鑄造学実習	1				1							
		◎ CAD/CAMシステム工学	1		1									
		◎ 医療システム工学	1					1						
		◎ 情報システム工学実習	1			1								
		◎ デジタルデンティストリ実習	1						1					
		◎ 口腔工学概論	2			2								
		◎ ME機器学	1				1							
		◎ 小児歯科学	2					2						
		◎ 小児歯科学実習	1						1					
		◎ 矯正歯科学	2					2						
◎ 矯正歯科学実習	1						1							
◎ 歯冠修復保健工学	4		1	2	1									
◎ 歯冠修復保健工学実習	8			1	2	4				1				
◎ 有床義歯保健工学	4		2	2										
◎ 有床義歯保健工学実習	8				4	2	1			1				
◎ 審美歯科学	1				1									
◎ メディカルデザイン工学実習	1									1				
◎ オーラルプロセス工学実習	1									1				
◎ 口腔保健工学臨床の実習	13						1	6	6					
◎ メディカルデザイン工学演習	1						1							
◎ 卒業研究	9						6	2	1					
夏季特別実習	1						1							
バイオデンタル教育科目	◎スタートアップコースワーク	1				1								
	◎専門コースワーク	1						1						
	◎実践専門英語演習	1						1						
合 計			107	4	8	24	13	21	16	9	12	選択科目を除く。		

(注) ◎は必修科目を示す。

口腔工学プログラム 卒業要件単位数 149単位以上

平和科目	2単位	専門教育科目	
大学教育基礎科目	4単位	専門基礎科目	21単位以上
共通科目		専門科目	83単位以上
領域科目	8単位	バイオデンタル教育科目	3単位以上
外国語科目			
英語	8単位		
初修外国語	4単位		
情報科目	2単位		
健康スポーツ科目	2単位		
基盤科目	12単位		
<hr/>			
教養教育科目小計	42単位以上	専門教育科目小計	107単位以上

広島大学歯学部歯学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日
学部長決裁

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。

2 第 2 学年第 3 セメスターの授業科目の履修について

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数 38 単位のうち、第 2 セメスターまでに少なくとも次の単位を修得しなければ、第 3 セメスターの専門教育科目の授業科目を履修することができない。

○ 大学教育基礎科目

大学教育入門 2 単位
教養ゼミ 2 単位

○ 共通科目

外国語科目 7 単位(コミュニケーション演習を含まない英語
4 単位及び初修外国語 4 単位の合計 8 単
位のうちから)

情報科目 2 単位

領域科目、健康スポーツ科目 4 単位

○ 基盤科目

必修科目 4 単位

選択必修科目 4 単位

また、卒業要件単位数 38 単位のうち、第 1 学年第 1 セメスターで履修できる教養教育の単位数は、最大 27 単位(健康スポーツ科目を含む場合は、29 単位)とする。

追試験については、学生便覧の「教養教育について」の取扱いによる。

3 第 3 学年から第 5 学年の授業科目の履修について

第 2 学年から第 4 学年の学生は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める各学年で修得すべき授業科目の単位が未修得の場合、次学年の授業科目を履修することができない。

ただし、各学年において試験を受けて単位を修得できなかった科目が 2 科目以内の場合、次の「4」に掲げる科目を除き、学年末に特別試験を行う。特別試験に合格した場合は次学年の授業科目の履修を認める。

4 特別試験について

特別試験は、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)で定める科目のうち、専門基礎科目 I、医学系科目及び特別科目については行わない。なお、特別試験を受けた科目の成績評価は可又は不可とする。

5 その他

第 5 学年の第 9 セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))を修得していない場合は、第 10 セメスター以降の臨床実習を履修することができない。

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

広島大学歯学部歯学科の教育コース等決定に関する取扱い

平成 21 年 3 月 5 日
学部長決裁

- 1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 4 条第 3 項に基づき、広島大学歯学部歯学科学生の教育コース決定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 3 年次前期に教育コース配属説明会及び教育コース決定のためのアンケート調査を実施する。
- 3 本人の志望を基に歯学部長室会議において人数調整を行い、教授会の承認を得て教育コースを決定する。
- 4 決定した教育コースは、9 月中旬に学生へ通知する。教育コース決定後のコース変更は原則として認めない。
- 5 3 年次後期に、最先端歯学研究コースの学生について配属研究室決定のためのアンケート調査を実施する。
- 6 配属希望者が各研究室の受入限度数を超える場合は、本人の志望を基に歯学部長室会議において人数調整を行う。
- 7 最先端歯学研究コースの学生の研究室配属は 4 年次前期からとする。

広島大学歯学部口腔健康科学科教育課程の履修方法について

平成 17 年 3 月 20 日
学部長決裁

- 1 この扱いは、広島大学歯学部細則第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科の履修方法に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 第 2 学年の授業科目の履修について
(1) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に定める卒業要件単位数のうち、第 3、第 4 セメスター開講の科目以外で未習得の科目のある者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。
ただし、不合格科目が 2 科目以内で、第 2 学年以降に履修の見込みがあると認めた場合は、第 2 学年の授業科目の履修を許可することがある。
- (2) 広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 1 学年末で未修得の者は、第 2 学年の授業科目を履修することができない。
なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
3. 第 3 学年の授業科目の履修について
広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)で定める修得すべき授業科目のうち、4 科目以上の単位が第 2 学年末で未修得の者は、第 3 学年の授業科目を履修することができない。
なお、3 科目以内の単位未修得者については、履修を許可することがある。
4. 「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」の履修について
第 3 学年の第 5 セメスターまでに所定の単位(広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2))を未修得の者は、第 6 セメスターから始まる「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」、「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
5. 第 4 学年の履修について
広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 2)に定める第 3 学年までに修得すべき授業科目の単位を未習得の者は、第 4 学年の「口腔保健衛生学臨床・臨地実習」又は「口腔保健工学臨床的実習」を履修することができない。
6. 口腔保健工学専攻における養護教諭一種免許取得に必要な授業科目の履修について
(1) 口腔保健工学専攻の学生は、口腔保健工学専攻教育課程の必修科目に加えて、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」を修了することにより、養護教諭一種免許を取得することができる。
- (2) 第 6 セメスター以降の履修について
① 第 5 セメスター終了時点での通算 GPA が、原則 55 以上でなければ、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第 6 セメスター以降の科目を履修することができない。
② 第 5 セメスターまでに所定の単位(歯学部細則教育課程表(別表第 1 及び別表第 2)及び別表「養

別表(第6項関係)

養護教諭一種免許取得に必要な履修科目
(口腔健康科学科口腔保健学専攻)

科目区分	授業科目	単位数	必要単位数	履修セメスター	開講キャンパス
教養教育科目	情報科目	2	2	1セメ	東広島又は東千田
	情報活用基礎 又は 情報活用演習	2	2		東広島又は東千田
	領域科目	2	2		東広島又は東千田
	健康スポーツ科目	2	2	1又は2セメ	東広島又は東千田
教職に関する科目	健康スポーツ スポーツ実習A スポーツ実習B スポーツ演習	1 1 1	2		
	教職入門	2	2		奇数年は震、偶数年は東千田
	教育の思想と原理	2	2		奇数年は震、偶数年は東千田
	児童・青年期発達論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育と社会・制度	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育課程論	2	2		奇数年は東千田、偶数年は震
	教育方法・技術論	2	2	3・4セメ 又は 5・6セメ	奇数年は東千田、偶数年は震
	道徳教育指導法	2	2		奇数年は震、偶数年は東千田
	特別活動指導法	2	2		奇数年に震で開講
	生徒・進路指導論	2	2		偶数年に東千田で開講
	教育相談	2	2		奇数年に震、偶数年は東千田
	養護実習指導論	1	1		奇数年は東千田、偶数年は震
	養護実習	4	5		震(歯学部)で開講
専門教育科目	教職実践演習(養護教諭)	2	2		広島大学の附属学校で実習
	看護学演習	1	1	4セメ	震(歯学部)で開講
	養護概説	2	2	5セメ	
	精神科学	1	1	5セメ	
	精神保健学	1	1	5セメ	
	小児科学	1	1	5セメ	
	基礎看護学臨床実習(養護教諭)	1	1	6セメ	震(歯学部)で開講
	学校保健演習	2	2	6セメ	
	健康相談	1	1	6セメ	
	看護学Ⅲ	2	2	5セメ	

1. 口腔健康科学科口腔保健学専攻の学生で、養護教諭免許の単位を取得しようとする者は、教育課程に掲げた履修基準(教養教育科目、専門教育科目)の必修科目に加えて、上記科目を履修しなければならない。
2. 「教職に関する科目」については、震キャンパスでは口腔健康科学科生用の集中講義で開講し、東千田キャンパスでは法学部及び経済学部夜間主コース生用の集中講義で開講する。

護教諭一種免許取得に必要な履修科目)を未修得の者は、別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」の第6セメスター(※)以降の科目を履修することができない。

③ 第6セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6セメスター(※)までの単位)を未修得の者は、「基礎看護学臨床実習(養護教諭)」を履修することができない。

④ 第6セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第6セメスター(※)までの単位)を未修得の者は、第7セメスターの「養護実習」、「養護実習指導論」を履修することができない。

⑤ 第7セメスターまでに所定の単位(別表「養護教諭一種免許取得に必要な履修科目」のうち第7セメスター(※)までの単位)を未修得の者は、第8セメスターの「教職実践演習(養護教諭)」を履修することができない。

(※)第6セメスター開講の「教職に関する科目」は除く。

7. 再履修について

不合格科目は、再履修が原則であるが当該科目の担当教員(兼任教員を含む。)の指導によるものとする。

8. 特別試験について

この取扱いは2及び3により次学年の授業科目の履修を許可した場合、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目のうち当該不合格科目について、学期末に特別試験を実施し、成績評価を行う。成績評価は可又は不可とする。なお、第5セメスターの科目については、特別試験を行わない。なお、各科目の特別試験は原則として年1回のみ実施する。

9. その他

広島大学歯学部細則教育課程表(別表第2)の授業科目の試験において、不正行為のあった者については、厳しく処分を行う。

広島大学歯学部細則第18条に基づく追試験、再試験及び特別試験の取扱い

平成19年1月11日
学部長決裁

1 この取扱いはいは、広島大学歯学部細則（平成16年7月28日学部長決裁）第18条第5項及び第6項の規定に基づき、広島大学歯学部における追試験及び再試験に関し必要な事項を定めるものとする。

2 追試験について

追試験の受験回数は1回とし、当該学生が受けることができなかつた事由が消滅した後、所定の追試験願い届出書をすみやかに学部長に届け出ること。届出があつたものに対しては、追試験を行うことがある。追試験が認められた場合、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日（ただし、次のセメスター開始まで）について定め、実施するものとする。

なお、追試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とする。

3 再試験について

再試験の受験回数は原則として1回とし、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定め、あらかじめ歯学部長室会議で定めた期日までに行うものとする。

なお、再試験を受験した場合の授業科目の成績評価は、可及び不可の2段階とする。

4 再試験及び追試験に対する追試験について

再試験及び追試験に対する追試験は行わない。

ただし、再試験及び追試験実施日に、広島大学歯学部細則 第18条4項に記載する事項が成立する場合は認めることがある（実施手続きは上記2項に準ずる）。

5 試験期間について

科目試験（定期試験）は、次の期間に行う。

原則、講義最終日の翌週まで

追試験・再試験は、次の期間に行う。

前期：原則8月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

後期：原則2月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで

6 特別試験について

広島大学歯学部教育課程の履修方法について定めた条件を満たした場合は、特別試験を行う。歯学科においては、学年末（原則3月中のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

口腔健康科学科においては、第2学年、第3学年の前期末（原則9月上旬のあらかじめ学部長室会議で定めた期日まで）に行う。

特別試験の実施については、当該授業主（又は責任）担当教員がその方法及び期日について定める。特別試験に対する追試験・再試験は行わない。

科目（定期）試験等に対する追試験願いの届出書

広島大学歯学部細則 第 18 条 4,5 項に基づく追試験の届出書。学生便覧の記載法に従い記載すること。

学籍番号	氏名	教員確認
追試験対象科目	科目試験実施日	担当教員名
追試験願いの届出理由書(本人記載)		
添付書類(添付した書類該当欄に☑を記入すること)		
<input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> その他(本人以外が発行する理由書)		
私は、科目（定期）試験を上記理由により欠席致しま(す/した)。つきましては、追試験願いの届出書を提出致します。なお記載事項に相違はございません。		
年	月	日
学科		専攻
学籍番号	自署	
学生支援グループ受理日	年	月
歯学部長室会議審議日	年	月
学生支援グループ確認		歯学部長 確認
追試験届出があった上記の者について追試験を（認める/認めない）。		
実施する場合、広島大学歯学部細則 第 18 条 4,5 項及び関連附則等に基づいて行う。		
年	月	日
広島大学歯学部長		

広島大学歯学部細則第 14 条に基づく歯学科における
既修得単位等の認定の取扱い

平成 17 年 3 月 20 日

学部長決裁

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成 16 年 7 月 28 日学部長決裁)第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、広島大学歯学部歯学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 1 年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第 1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

- (1) 大学教育基礎科目 0 単位
- (2) 共通科目
 - 領域科目 8 単位以内
 - 外国語科目 10 単位以内
 - 英語 6 単位以内(コミュニケーションⅢの科目を除く。)
 - 初修外国語 4 単位以内
 - 情報科目 2 単位以内
 - 健康スポーツ科目 2 単位以内
- (3) 基盤科目 8 単位以内

(4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ 2 単位、平和科目 2 単位及びコミュニケーションⅢ2 単位を認定できる。

広島大学歯学部細則第14条に基づく口腔健康科学科における
既修得単位等の認定の取扱い

平成17年3月20日
学部長決裁

1 この取扱いは、広島大学歯学部細則(平成16年7月28日学部長決裁)第14条第2項の規定に基づき、広島大学歯学部口腔健康科学科における既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 1年次入学生については、広島大学歯学部細則教育課程表(別表第1)に基づく科目区分ごとに認定できる単位数を次のように定める。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 大学教育基礎科目 | 0 単位 |
| (2) 共通科目 | |
| 領域科目(口腔保健学プログラム) | 8 単位以内 |
| 領域科目(口腔工学プログラム) | 2 単位以内 |
| 外国語科目 | 10 単位以内 |
| 英語 | 6 単位以内 |
| 初修外国語 | (コミュニケーションⅢの科目を除く。) |
| 情報科目 | 4 単位以内 |
| 健康スポーツ科目 | 2 単位以内 |
| (3) 基盤科目(口腔保健学プログラム) | 2 単位以内 |
| 基盤科目(口腔工学プログラム) | 6 単位以内 |
| (4) 上記にかかわらず、広島大学で修得した単位については、教養ゼミ2単位、平和科目2単位及びコミュニケーションⅡ2単位を認定できる。 | 12 単位以内 |

外国の研修機関における語学研修の単位認定に関する内規

平成12年9月14日 (広島大学歯学部制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、本学部の学生が外国の研修機関において語学研修のため短期留学(私費の場合も含む。)した場合の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国の研修機関)

第2条 外国の研修機関は大学、大学附属施設又は本学部において認めた機関とする。

(単位認定の手続)

第3条 単位の認定を受けようとする学生は、研修機関、研修内容、研修期間について、事前に教授会の承認を得なければならない。

2 単位の認定を受けようとする学生は、別に定める評価依頼状及び評価表により、当該研修機関に対し評価を依頼するものとする。

3 単位の認定を受けようとする学生は、帰国後1月以内に、所定の用紙に評価表を添えて単位の認定を願ひ出るものとする。

(単位の認定)

第4条 本学部が教育上有益と認めるときは、外国の研修機関における語学研修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えうるものとすることができる。

2 認定できる単位数は、4単位までとする。

(研修の総時間数)

第5条 研修の総時間数は、最低30時間を満たさなくてはならない。

歯学部生の東千田キャンパス開設授業科目の受講について

平成23年4月1日
副学長（教育・研究担当） 決裁

平成19年6月14日
学部長 決裁

学生の課外活動に関わる授業及び試験の取扱いについて

対象学部・学科	夜間授業時間帯に開設する授業科目		昼間授業時間帯に開設する授業科目	備考
	外国語科目	外国語科目以外の 教養教育科目		
歯学部 全学科 1年次生	不可	不可	可	
全学科 2年次生以上	可	可	可	

(注1) 可は、当該科目を受講できることを示す。

(注2) 転学部生については、2年次生と同じ扱いとする。

(注3) 学生への指示（ガイダンス）は当該学部で行う。

(注4) 平成28年度から適用する。

- 第1 課外活動のため、専門教育科目の授業又は試験の欠席を許可することがある。
- 第2 授業又は試験を欠席しようとする学生は、当該課外活動の顧問教員又はチューター
の許可を得たうえで、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）に事前に
その旨を申し出る。
- 第3 担当教員は、申し出に基づき当該学生の欠席の可否について判断する。ただし、実
習科目については、原則として欠席を認めない。
- 第4 担当教員から欠席の許可を得た当該学生は、震地区運営支援部学生支援グループに
関係書類を添付のうえ、欠席届を事前に提出するものとする。
- 第5 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により出席扱いとすることができ
る。
- 第6 試験の欠席を認めた場合は、追試験により対処する。
- 第7 当該学生は、欠席の理由となった課外活動の終了後、速やかにその活動概要につい
て震地区運営支援部学生支援グループへ報告する。
- 第8 課外活動のための授業及び試験の日時変更は、原則として行わない。
- 第9 本取扱いに関する事務は、震地区運営支援部学生支援グループで処理する。

平成 20 年 9 月 11 日
学部長室会議

○学会等に学部学生が出席する場合の取扱いについて

平成 19 年 7 月 12 日
学部長決裁

第 1 学部学生が、教育活動の一環として学会等に出席する場合は、この取り扱いによるものとする。

第 2 指導教員は当該学生を引率し、裁量権をもつ公的資金で当該学生の交通費及び宿泊費を負担するものとする。

第 3 原則として当該学生本人が筆頭発表者又は演者として学会等で発表する場合に限り、授業の欠席を許可することができる。

第 4 第 3 において授業を欠席させる場合は、指導教員が欠席する授業の担当教員に事前にその旨を説明し、内諾を得るものとする。

第 5 欠席が認められた場合は、当該学生が震地区運営支援部学生支援グループに關係書類を添付して、事前に欠席届を提出するものとする。

第 6 欠席した授業は、レポート又は補講等の代替措置により、授業の担当教員の判断で出席扱いとすることができる。

第 7 授業を欠席した場合は、学会等終了後速やかに、当該学生が關係書類を添えて震地区運営支援部学生支援グループに報告書を提出するものとする。

第 8 本取扱いに関する事務は、震地区運営支援部学生支援グループで処理する。

1. 試験期日について

試験は、原則として学期末に行うものとする。ただし、必要がある場合には臨時にこれを行うことができるものとする。

2. 試験実施について

(1) 学生証を机上に置いて受験すること。

学生証を持参していない場合は受験できないので、学生支援グループ（歯学部担当）で受験証明書を発行してもらうこと。

(2) 監督者は、試験開始後、受験者の確認を行うものとする。

(3) 試験時間の 3 分の 1 以上遅刻した場合は、受験を認めない。

(4) 試験開始後 30 分経過するまでは、退室できない。

(5) 答案用紙は、試験室外へ持ち出すことはできない。

(6) 試験時間中は、他の受験者に迷惑のかからないようにすること。

3. 試験監督者について

(1) 原則として当該授業担当教員が監督を行うものとする。

(2) 受験者の数に応じ、適宜試験監督者を定めて監督を行うものとする。

4. 不正行為について

(1) 期末試験において不正行為を行った場合は、今期履修している全ての専門的教育科目の評価を「不可」とするとともに、広島大学学生懲戒指針（平成 11 年 5 月 11 日制定）に基づき懲戒処分を行う。

(2) 不正行為の疑義がある場合は、複数の監督者で確認する。確認の結果、不正行為と判断される場合は、その受験者の受験を直ちに取り止めさせ、退出させるものとする。

(3) 監督者は、試験終了後、受験者本人との間で不正行為にかかわる事実関係を確認するものとする。その際、当該授業科目の担当教員は必ずこの作業に加わるものとする。

(4) 監督者は、受験者が不正行為の事実を認めた場合、受験者の学生番号、氏名、不正行為の様・時間及び監督者の取った措置等を作成（以下「確認書」という。）し、当該受験者に確認させた上で署名させるものとする。

(5) 当該授業科目の担当教員は、当該不正行為について、確認書により歯学部学部長室会議へ報告するものとする。

(6) 歯学部学部長室会議において不正行為が確認された場合は、当該学生の当該期に受講している全ての専門的授業科目の評価を不可とする。

○ 期末試験等における不正行為の取扱いについて

(平成 16 年 4 月 1 日 学長決裁)

- 1 期末試験等において不正行為を行った者の当該期の履修科目の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 教養教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての教養教育科目の評価を「不可」とする。ただし、教養ゼミを除く。
 - (2) 専門教育科目の試験において不正行為を行った者は、すべての専門教育科目の評価を「不可」とする。なお、教養教育科目のうち、専門教育科目として登録申請した科目は、専門教育科目として扱う。
- 2 期末試験等において不正行為を行った者は、広島大学学生懲戒規則(平成 28 年 3 月 7 日規則第 20 号)により懲戒処分を行う。
- 3 大学院及び専攻科の期末試験等については、1 及び 2 に準じて取り扱う。

広島大学歯学部共用試験歯学系 CBT に関する申合せ

平成 29 年 9 月 14 日

学部長決裁

- 第 1 条 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 CBT(以下「CBT」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 CBT 本試験の正答率が 70%未満の学生は、CBT 再試験を受験するものとする。
- 第 3 条 CBT 再試験の正答率が 70%未満の学生は、総合歯科医療学の単位を与えない。

広島大学歯学部共用試験歯学系 OSCE に関する申合せ

平成 29 年 9 月 14 日

学部長決裁

- 1 この申合せは、本学部の共用試験歯学系 OSCE(以下「OSCE」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 OSCE の得点率が 60%未満の者に対し、再教育を行う。
- 3 再教育の結果が不可の者は、総合歯科医療学の単位を与えない。

教育ネットワーク中国における他大学の授業の受講について

教育ネットワーク中国とは、広島の高専教育機関が連携・協力することにより、広島の高専教育機関全体が魅力あるものとなり、各大学の学生の多様なニーズに応え、学ぶ意欲をもった人たちにより多くの学習機会を提供することを目的として設立された一般社団法人です（設立当初組織名：広島県高専教育機関等連絡協議会）。

教育ネットワーク中国の事業のひとつに単位互換制度があり他大学の一部科目を受講できます。歯学部においては、下記の指定された科目の授業を受講し修得した単位について、受入大学の評価に基づいて、広島大学の単位として認定します。ただし卒業要件単位には含まれません。

○県立広島大学 人間化学部 開講（計3科目）

「食品学」、「応用栄養学」、「世代別栄養教育論」

授業内容や開講期間等の詳細は、教育ネットワーク中国のホームページ

(<http://www.enica.jp/>) で確認してください。

○出願期間及び出願方法

3月下旬に学生支援グループから、別途お知らせします。

（2年次以上を対象としています。）

○履修許可と仮受講

出願多数の場合は選考を行うことがあります。選考結果は、学生支援グループから出願者に通知されますが、通年科目・前期科目では、選考結果が届く前に授業が開始されることがあります。この場合、選考結果が届くまでの期間は仮受講とします。科目提供大学で授業を受けてください。なお、履修が許可されないこともありしますので予めご了承ください。

○受講料等について

入学科や授業料は必要ありません。ただし受講科目によっては、教材の実費が必要になります。

また、現地までの交通費も受講者の負担になります。

○受講にあたって

科目提供大学において、履修に関する事項等（教科書の購入方法、休講情報の確認方法、出席の取り方、食堂の利用方法等）を各自確認してください。なお科目に関することは、担当される先生により異なる場合がありますので注意してください。

また、授業を欠席または受講途中で放棄することはできません。仮受講の場合でも、不許可になるまでは講義に出席してください。万一、やむを得ない事情で履修を取りやめる場合は、すみやかに学生支援グループへ連絡してください。

広島大学歯学部 学位授与の判定基準及び卒業論文の評価基準

平成29年1月12日
学部長決裁

1 広島大学歯学部では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、学士の学位審査を行い、適当と認められる者に対して、学士(歯学)又は学士(口腔健康科学)の学位を授与する。

2 口腔健康科学科における卒業論文の評価は、次に定める評価基準に基づいて評価するとともに、関連する科目の成績評価基準に含める。

(卒業論文の評価基準)

3 論文の審査項目

(1) 当該専門領域における学士としての基礎的知識を修得しており、問題を把握し解明する基本的な能力を身につけているか。

(2) テーマの設定が学士として妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。

(3) 論文の記述(本文、図、表、引用など)が適切であり、結論に至るまで論理構成になっており、論理的に妥当な結論が導かれているか。

(4) 設定したテーマに際して、適切な調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

成績評価に対する異議申立制度について

本学では、厳正な成績評価に努めていますが、学生への説明責任を果たすことを通じて、成績評価の厳正さを高めるため、成績評価に対する異議申立制度を設けています。申立てを行う場合は、次の手順に従ってください。ただし、理由・根拠が不十分な申立てには対応できませんので注意してください。

1. **申立手続**
別紙の「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書添付の上、該当科目の開講学部・研究科等の担当事務窓口（以下の「4. 担当事務窓口一覧」を参照）に異議申立てを行ってください。
2. **申立期間**
各学部・研究科等が定める当該科目の正式な成績発表日から次のタームの履修登録期間終了日までを原則とします。
3. **申立への回答**
原則 1ヶ月もみじの掲示板で回答しますので、確認を怠らないようにしてください。なお、申立日から2週間以内にお返事がない場合は、担当事務にご連絡ください。
4. **担当事務窓口一覧**
 - (1) **教養教育科目** 【総合科学部事務棟 1F】
 - ・教育推進グループ 教養教育担当
 - ・東千田地区支援室（学生支援担当）
 - ※法学部・経済学部夜間主コースの学生は東千田地区支援室（学生支援担当）に申し出ること。

成績評価に対する異議申立書

申立日：平成 年 月 日

所属学部・研究科等名称	
学生番号	
氏名	

以下の授業科目の成績評価について異議申立てを行います。

開講年度	講義コード
開講学部・研究科等	
授業科目名	
授業担当教員名	
現在の成績評価	
申立内容・理由	

- ※ 本申立書と併せて学業成績証明書を提出すること。
- ※ 回答は、原則 1ヶ月もみじの個人掲示により連絡する。
- ※ 申立日から2週間以内にお返事がない場合は、該当の担当事務窓口にご連絡すること。

該当科目の開講学部／研究科等	担当事務窓口
総合科学部／総合科学研究科	総合科学研究科支援室（学生支援担当）
文学部／文学研究科	文学研究科支援室（学生支援担当）
教育学部／特別支援教育特別専攻科 ／教育学研究科	教育学研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 昼間コース	社会科学部研究科支援室（学生支援担当）
法学部・経済学部 夜間主コース 社会科学部研究科 マネジメント専攻 （マネジメント専攻を除く）	東千田地区支援室（学生支援担当）
理学部／理学研究科	理学研究科支援室（学生支援担当）
先端物質科学研究科	先端物質科学研究科支援室（学生支援担当）
医学部	霞地区学生支援グループ 医学部担当
歯学部	霞地区学生支援グループ 歯学部担当
薬学部	霞地区学生支援グループ 薬学部担当
医歯薬保健学研究科	霞地区学生支援グループ 大学院担当
工学部／工学研究科	工学研究科支援室（学生支援担当）
生物生産学部／生物圏科学研究科	生物圏科学研究科支援室（学生支援担当）
国際協力研究科	国際協力研究科支援室（学生支援担当）
国際センター	東千田地区支援室（学生支援担当）
上記に該当しない専門教育科目 ※1	国際交流グループ 【学生プラザ 3F】 教育推進グループ 学士課程・大学院課程担当 【学生プラザ 3F】

※1 特定プログラムや大学院共通授業科目など、国際センター以外のセンター等が開講する専門教育科目を示す。

II 教務・学生生活関係

1 諸手続等について

(1) 諸願・届の手続きについて

① 休学願

病気その他の理由により3か月以上修学できない者で、休学する場合は、休学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできませんので、授業料等の関係も考慮し、早めに願い出てください。1か月前には休学願を提出してください。

なお、病気の理由による場合は、必ず医師又は歯科医師の診断書を添付してください。

② 欠席届（専門科目）

病気その他の理由により授業を欠席する場合は、欠席届を提出して授業担当教員の承認を得てください。なお、病気の理由による場合は、必ず医師の診断書又は領収書（コピー可）を添付してください。

※ 教養科目については「2 教養科目について IV」を参照ください。

③ 復学願

休学期間内に休学の必要がなくなつて出席する場合は、復学願を提出して学部長の許可を受けなければなりません。休学理由が解消されたことを示す証明書（病院の場合は医師の診断書）を添付してください。

④ 退学願

退学する場合は、退学願を提出して学長の許可を受けなければなりません。この場合、授業料その他支払うべき金額が完納されていないと退学は許可されません。

⑤ その他

改姓等が生じた場合は、届け出を提出してください。詳しくは、学生支援室に問合せてください。

(2) 各種証明書の交付について

卒業証明書、単位取得見込証明書、単位取得証明書を必要とする場合は、交付願により学生支援室に請求してください。

在学証明書、卒業見込証明書、学業成績証明書、学割証及び健康診断書（定期健康診断受診者のみ）については、証明書自動発行機（各学部に設置）により取得してください。

(3) 身体に障害のある学生の履修について

身体に障害のある学生は、学生支援室で履修の仕方について相談してください。

(4) 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について

規則集を参照の上、学生支援室に相談してください。

2 学業成績の送付について

本学では平成16年度入学生から学部学生のご父母等（特に送付を要しない旨の申し出があった場合を除く）に対して、毎学年度終了後の5月末までに単位修得状況等をお知らせすることとしています。送付先については、「学生情報登録シート」により届けられた「父母等の連絡先」となっておりますので、転居等により「父母等の連絡先」が変更になった場合は、速やかに届け出てください。

3 相談窓口及び緊急時の連絡先等について

履修方法や学生生活において、不明なことがある場合は、学生支援室（歯学部担当、又は学生生活担当）の窓口へ気軽に相談又は電話をしてください。

また、何らかの事件や事故にまきこまれた場合は、警察（110番）や救急車（119番）へ通報するとともに、必ず、チューター及び学生支援室（歯学部担当、又は学生生活担当）へ届け出てください。

連絡先：〒734-8553 広島市南区霞1丁目2番3号

広島大学 霞地区運営支援部 学生支援グループ（歯学部担当）

電話（082）257-5613, 5614 ※夜間、休日等の緊急時（082）257-5716

E-mail: kasumi-gaku-d@office.hiroshima-u.ac.jp

以下に、自分のチューターの氏名と連絡先を記入して、活用してください。

チューター（指導教員）氏名	連絡先
	(TEL)

4 学生生活注意事項

(1) 学生ロッカールームの使用について

学生ロッカールーム使用の際には、次の各項を守ってください。

- ① ロッカー及び周辺について、常に清潔整頓に心がけてください。
- ② 最後に帰る者は必ず火元に注意し、消灯してください。
- ③ 貴重品の管理は、十分に留意してください。

(2) アルバイトについて

アルバイトを行う場合、次の事項に留意してください。

- ① 常に学生であることを意識し、学生らしくない行動は厳に謹んでください。
- ② 深夜作業並びに危険をともなうアルバイトは避けてください。
- ③ アルバイトの時間は最小限度にとどめ、極力学習の時間をつくるようにしてください。

学 生 番 号		平成 年 月 日	
ふりがな	学生名	学生名	学生名
ふりがな	死亡者氏名	死亡者氏名	死亡者氏名
死亡	原因	死亡時間	死亡時刻
葬儀	葬場	葬場	葬場
備考	備考	備考	備考

(3) 諸手続について

- ① 学生証を紛失したときは、学生証再交付願を学生支援室にて受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。再交付は有料となります。
- ② 学生情報登録シートは、第1、2学年始めに学生支援室に提出し、連絡先等変更があった場合は、その都度提出してください。
- ③ 毎年4～5月に定期健康診断を行います。定期健康診断を受けられない場合は、検査施行日までに学生支援室に届け出てその指示を受けてください。
- ④ 学部内施設を使用するために学部長の許可を受けるときは、学部内施設使用願を3日前までに学生支援室に提出してください。なお、学部内施設の管理又は警備の任にある係員が、必要に応じ使用中の施設内に入出入りすることがあります。
- ⑤ 学長への願い出、届け出については、広島大学学生生活に関する規則によることとします。
- ⑥ 震キャンパスへの自動車通学は、原則として通学距離の遠近にかかわらず認められません。

(4) 教材費について

授業に必要なテキストや実習で使用する物品等の費用が別途必要になります。

(5) 各クラス役員

自治会役員を除き、各クラスにて選出しなければならぬ役員は次のとおりです。
学生代表、副代表、試験委員、アルバム委員等

(6) オフィスアワーについて

講師以上の教員は、在室する部屋のドアにオフィスアワーの時間を表示しており、基本的には在室しています。授業の内容などで聞きたいことがあれば、積極的に利用してください。

(7) 父母等が死亡した場合の連絡について

大学在籍中に、父母、配偶者又は子が死亡した場合は、学部長名の弔電を発信するため次に掲げる場所に連絡してください。また、次ページ別表の届出を学生支援室へ提出してください。

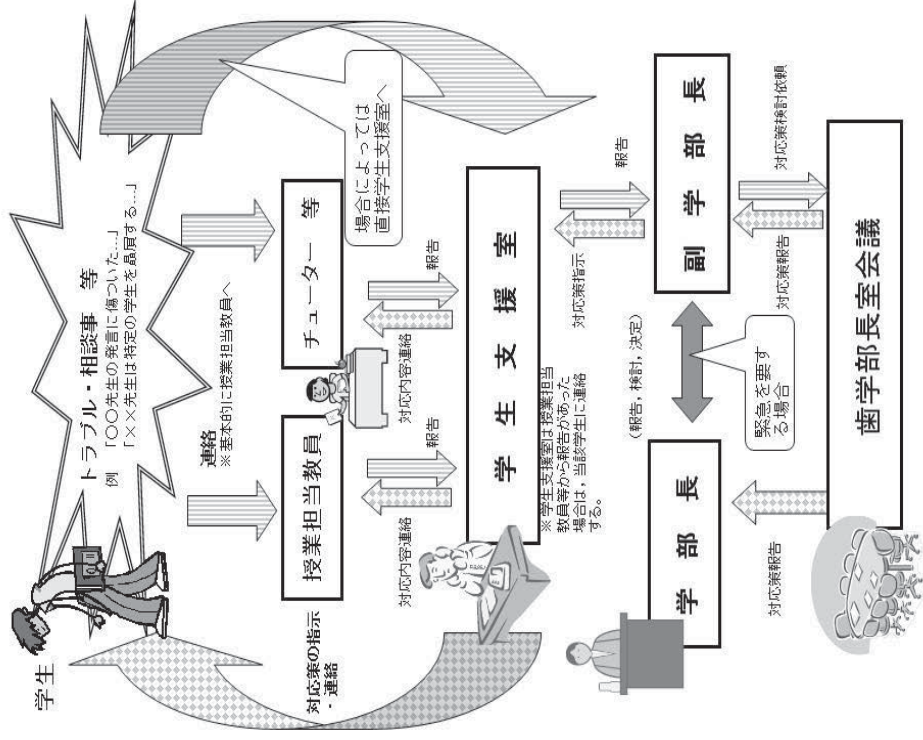
- ① 月曜日～金曜日 (8:30～17:15)
震地区運営支援部 学生支援グループ (歯学部担当) 電話 (082) 257-5613, 5614
- ② 月曜日～金曜日 (17:15～8:30)
広島大学医学部管理室電話 (082) 257-5091
- ③ 土曜日、日曜日及び祝日 (12月29日～1月3日を含む)
広島大学医学部管理室電話 (082) 257-5091

(8) 授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について

本学部の授業（講義・実習）において、授業担当教員と学生との間で、何らかのトラブルや相談事等（以下トラブル等といいます）があった場合は、授業担当教員及びチューター等に相談してください。トラブル等の内容によっては、直接、学生支援室へ相談することもできます。

学生支援室は、副学部長や歯学部室長会議と協議の上、対応策を学生に指示・連絡します。詳細は下図を参照してください。

授業（講義・実習）に関わるトラブル・相談事等の対応について



5 国家試験について

(1) 歯科医師法（抄）

（総則）

第1条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

（免許）

第2条 歯科医師にならうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

3 罰金以上の刑に処せられた者

4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

（試験）

第9条 歯科医師国家試験は、臨床上に必要な歯科医学及びびりく衛生に関し、歯科医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

第11条 歯科医師国家試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（第16条の2第1項において単に「大学」という。）において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者

(2) 歯科医師法施行規則（抄）

（免許）

第12条 歯科医師法（昭和23年法律第202号。以下「法」という。）第4条第1号の厚生労働省令で定める者は、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により歯科医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができずとする。

第1条の2 厚生労働大臣は、歯科医師免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認められる場合において、当該者に免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に利用している障害を捕う手段又は当該者が現に受けている治療等により障害が補われ、又は障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。

（試験）

第13条 国家試験又は歯科医師国家試験予備試験（以下予備試験という。）を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめこれを告示する。

第13条 国家試験を受けようとする者は、受験願書（第3号書式）に、次に掲げる書類を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

1 法第11条第1号に該当する者であるときは、卒業証明書

2～3（省略）

4 写真（手札形台紙付とし、出願前6箇月以内に脱帽正面で撮影したもので、その裏面に（シ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

第16条 国家試験の受験を出願する者は、手数料として18,900円を納めなければならない。

2（省略）

第17条 国家試験又は予備試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第18条 合格証書を破り、よごし又は失った者は合格証明書の交付を出願することができる。

2 前項の規定によって合格証明書の交付を出願する者は、手数料として2,950円を納めなければならない。

（3）歯科衛生士法（抄）

（総則）

第1条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口く衛生の向上を図ることを目的とする。

（歯科衛生士の定義と業務）

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 1 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離線下の付着物及び沈着物に機械的操作によって除去すること。
- 2 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 3 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
- 4 歯科衛生士は、前2項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

（免許）

第3条 歯科衛生士にならうとする者は、歯科衛生士国家試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の歯科衛生士免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（次格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、歯科衛生士の業務（歯科診療の補助の業務及び歯科衛生士の名称を用いてなす歯科保健指導の業務を含む。次号、第6条第3項及び第8条第1項において「業務」という。）に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

（試験）

第10条 試験は歯科衛生士として必要な知識及び技能について、これを行う。

第11条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも1回これを行う。

（4）歯科技工士法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もって歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

（免許）

第3条 歯科技工士の免許（以下「免許」という。）は、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（次格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 1 歯科医業又は歯科技工の業務に関する犯罪又は不正の行為があった者
- 2 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 3 麻薬、あへん又は大麻の中毒者

（試験の目的）

第11条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

III 諸 規 則

広島大学規則集

平成29年1月1日内容現在

[What's New \(最近公表された規則\)](#)

- [規則一覧](#)
- [五十音検索](#)
- [分野別検索](#)

このページは、Internet Explorer 6.0以降のブラウザでご覧ください。

[HOME](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

[HOME](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)



広島大学規則集(英語版)

広島大学規則集(英語版)は、本学の諸規則のうち、外国人留学生に関係するものとして、学生課等に転載している諸規則について英語訳し掲載したものです。

各規則等の本文は日本語であり、英語訳は参考として提供するものです。日本語と英語訳の内容に齟齬がある場合は、日本語の規則等が優先します。

規則等の改正等があった場合は、半年に一回程度のサイクルで更新する予定です。

Hiroshima University Regulations (English Version) consists of translations of various HU regulations published in the HU Student Handbook that are related to our international students.

The official text of each regulation is the Japanese version. As the English translation is provided only for reference, if there are any discrepancies between Japanese and English versions, the Japanese takes precedence.

In the event of any change in the regulations, the documents will be updated on a semi-annual basis.

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~book/english/ksoku/>

相談
生活情報
保険
入国・在留関係
私費奨学金
修了(卒業)するにあたって
留学生組織
新入留学生オリエンテーション
広島大学規則集(英語版)
本学留学生課(学生生活関係・英語版)
日本語を学ぶには
サポーター制度



広島大学

もみじ「もっぴ、身がな、情報システム」<編集> 広島大学教育室
このサイトに掲載されている内容・写真・地図等の無断転載を禁じます。

平成30年度学生便覧掲載規則等一覧

番号	規則等名称【「教育室関係の各種取扱い事項」掲載分1】	H29の学生便覧掲載規則等
1	教育室に関する取扱いに関する内規	
2	新設設置計画申請書様式	
3	広島大学若狭キャンパス用施設設置要綱	
4	学生100名定期照会について	
5	広島大学ホームページ・スマートフォンアプリ開発要綱	
6	教職員の就業参観の取扱いについて	
7	広島大学履修証明プログラムの取扱いに関する取扱いについて	
8	書籍に関する取扱いの取扱いについて	
9	学生照会取扱いおよび各種証明取扱いについて	
10	学生照会取扱い（教職事務取扱い）に関する取扱いについて	
11	学生100名定期照会について	
12	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
13	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
14	広島大学学生（既卒生）に関する取扱いについて	
15	広島大学学生（既卒生）に関する取扱いについて	
16	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
17	学生の卒業参観の取扱いについて	
18	広島大学における学生支援等の取扱いについて（申請書）	
19	学位論文審査に関する取扱い（学位論文）	
20	広島大学学費の「特例」に関する取扱い（特例）	
21	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
22	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
23	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
24	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
25	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
26	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
27	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
28	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
29	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
30	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
31	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
32	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
33	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
34	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
35	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
36	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
37	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
38	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
39	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	
40	卒業論文の取扱い（卒業論文）に関する取扱いについて	

番号	規則等名称【「教育室関係の各種取扱い事項」掲載分2】	H29の学生便覧掲載規則等
1	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
2	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
3	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
4	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
5	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
6	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
7	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
8	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
9	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
10	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
11	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
12	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
13	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
14	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
15	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
16	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
17	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
18	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
19	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
20	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
21	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
22	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
23	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
24	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
25	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
26	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
27	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
28	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
29	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
30	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
31	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
32	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
33	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
34	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
35	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
36	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
37	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
38	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
39	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	
40	教育室関係の各種取扱い事項「掲載分2」	

平成30年度学生便覧掲載規則等一覧

番号	規則等名称【「広島大学規則集」掲載分1】	H29の学生便覧掲載規則等
1	広島大学規則集「掲載分1」	
2	広島大学規則集「掲載分1」	
3	広島大学規則集「掲載分1」	
4	広島大学規則集「掲載分1」	
5	広島大学規則集「掲載分1」	
6	広島大学規則集「掲載分1」	
7	広島大学規則集「掲載分1」	
8	広島大学規則集「掲載分1」	
9	広島大学規則集「掲載分1」	
10	広島大学規則集「掲載分1」	
11	広島大学規則集「掲載分1」	
12	広島大学規則集「掲載分1」	
13	広島大学規則集「掲載分1」	
14	広島大学規則集「掲載分1」	
15	広島大学規則集「掲載分1」	
16	広島大学規則集「掲載分1」	
17	広島大学規則集「掲載分1」	
18	広島大学規則集「掲載分1」	
19	広島大学規則集「掲載分1」	
20	広島大学規則集「掲載分1」	
21	広島大学規則集「掲載分1」	
22	広島大学規則集「掲載分1」	
23	広島大学規則集「掲載分1」	
24	広島大学規則集「掲載分1」	
25	広島大学規則集「掲載分1」	
26	広島大学規則集「掲載分1」	
27	広島大学規則集「掲載分1」	
28	広島大学規則集「掲載分1」	
29	広島大学規則集「掲載分1」	
30	広島大学規則集「掲載分1」	
31	広島大学規則集「掲載分1」	
32	広島大学規則集「掲載分1」	
33	広島大学規則集「掲載分1」	
34	広島大学規則集「掲載分1」	
35	広島大学規則集「掲載分1」	
36	広島大学規則集「掲載分1」	
37	広島大学規則集「掲載分1」	
38	広島大学規則集「掲載分1」	
39	広島大学規則集「掲載分1」	
40	広島大学規則集「掲載分1」	

番号	規則等名称【「広島大学規則集」掲載分2】	H29の学生便覧掲載規則等
1	広島大学規則集「掲載分2」	
2	広島大学規則集「掲載分2」	
3	広島大学規則集「掲載分2」	
4	広島大学規則集「掲載分2」	
5	広島大学規則集「掲載分2」	
6	広島大学規則集「掲載分2」	
7	広島大学規則集「掲載分2」	
8	広島大学規則集「掲載分2」	
9	広島大学規則集「掲載分2」	
10	広島大学規則集「掲載分2」	
11	広島大学規則集「掲載分2」	
12	広島大学規則集「掲載分2」	
13	広島大学規則集「掲載分2」	
14	広島大学規則集「掲載分2」	
15	広島大学規則集「掲載分2」	
16	広島大学規則集「掲載分2」	
17	広島大学規則集「掲載分2」	
18	広島大学規則集「掲載分2」	
19	広島大学規則集「掲載分2」	
20	広島大学規則集「掲載分2」	
21	広島大学規則集「掲載分2」	
22	広島大学規則集「掲載分2」	
23	広島大学規則集「掲載分2」	
24	広島大学規則集「掲載分2」	
25	広島大学規則集「掲載分2」	
26	広島大学規則集「掲載分2」	
27	広島大学規則集「掲載分2」	
28	広島大学規則集「掲載分2」	
29	広島大学規則集「掲載分2」	
30	広島大学規則集「掲載分2」	
31	広島大学規則集「掲載分2」	
32	広島大学規則集「掲載分2」	
33	広島大学規則集「掲載分2」	
34	広島大学規則集「掲載分2」	
35	広島大学規則集「掲載分2」	
36	広島大学規則集「掲載分2」	
37	広島大学規則集「掲載分2」	
38	広島大学規則集「掲載分2」	
39	広島大学規則集「掲載分2」	
40	広島大学規則集「掲載分2」	

※1「◎」の規則等については、全学連共同掲載規則等 ※2「○」の規則等については、関係学部・研究科掲載規則等 ※3「●」の規則等については、関係学部・研究科掲載規則等 ※4「★」の規則等については、一部の研究科からの要請にて共同掲載する必要があるため、部局では掲載不要の規則等

※1「◎」の規則等については、全学連共同掲載規則等 ※2「○」の規則等については、関係学部・研究科掲載規則等 ※3「●」の規則等については、関係学部・研究科掲載規則等 ※4「★」の規則等については、一部の研究科からの要請にて共同掲載する必要があるため、部局では掲載不要の規則等

IV 教員・配置図

1 歯学部授業担当教員名簿

研究室名	氏名	職名	棟	棟別
硬組織代謝生物学	吉裕子	教授	研究棟A	
	南朋隆	助教	3階	
顎顔面解剖学	寺山隆司	教授	研究棟A	
	杉田誠	助教	6階	
口腔生理学	北道憲	教授	研究棟A	
	宿南知	助教	5階	
生体分子機能学	藤本勝巳	教授	研究棟A	
	高内睦	助教	5階	
口腔顎顔面病理病態学	宮古庄寿	教授	基礎・社会医学棟	医学棟
	久恒順	助教	5階	
細菌学	鹿山三男	教授	基礎・社会医学棟	医学棟
	久鹿順	助教	6階	
細胞分子薬理学	兼松隆志	教授	研究棟A	
	野山智洋	助教	3階	
生体材料学	加藤功雄	教授	研究棟A	
	野村一二	助教	3階	
粘膜免疫学	高平飛	教授	研究棟A	
	高飛圭	助教	5階	
歯周病態学	栗原英	教授	研究棟C	
	藤水智	助教	6階・7階	
分子口腔医学・顎顔面外科学	剛仁久	教授	研究棟A	
	浩幸司人	助教	4階	
	哲治昭	教授	研究棟A	
	茂安浩	助教	4階	
	林泉健	教授	研究棟A	
	小角名	助教	研究棟A	
	吉谷神	教授	研究棟A	
	谷神上	助教	研究棟A	
	山崎上	教授	研究棟A	
	坂佐知	助教	研究棟A	
	士泰	教授	研究棟A	
	拓亮	助教	研究棟A	

※印は広島大学病院所属

研究室名	氏名	職名	棟	棟別
口腔外科学	武知	准教授	研究棟C	
	東野	講師	5階・6階	
	小水重	助教	研究棟C	
	太島邦	助教	8階・9階	
	二多嘉	助教	研究棟C	
	多福美	助教	5階・6階	
先端歯科補綴学	津賀	教授	研究棟C	
	阿部川	准教授	8階・9階	
	吉川隆	教授	研究棟C	
	吉川光	准教授	8階・9階	
	安部倉	講師	研究棟C	
	久保本	講師	8階・9階	
	吳是	講師	研究棟C	
	是土大	講師	8階・9階	
	森柄	助教	研究棟C	
	柄岡	助教	8階・9階	
歯科矯正学	岡田	教授	研究棟C	
	田崎	助教	3階・4階	
	谷上	教授	研究棟C	
	加國	准教授	3階・4階	
	麻栗	講師	研究棟C	
	廣吉	講師	3階・4階	
歯科放射線学	柿末	教授	研究棟A	
	中長	講師	6階	
	大西	助教	研究棟A	
	小西	助教	6階	

※印は広島大学病院所属

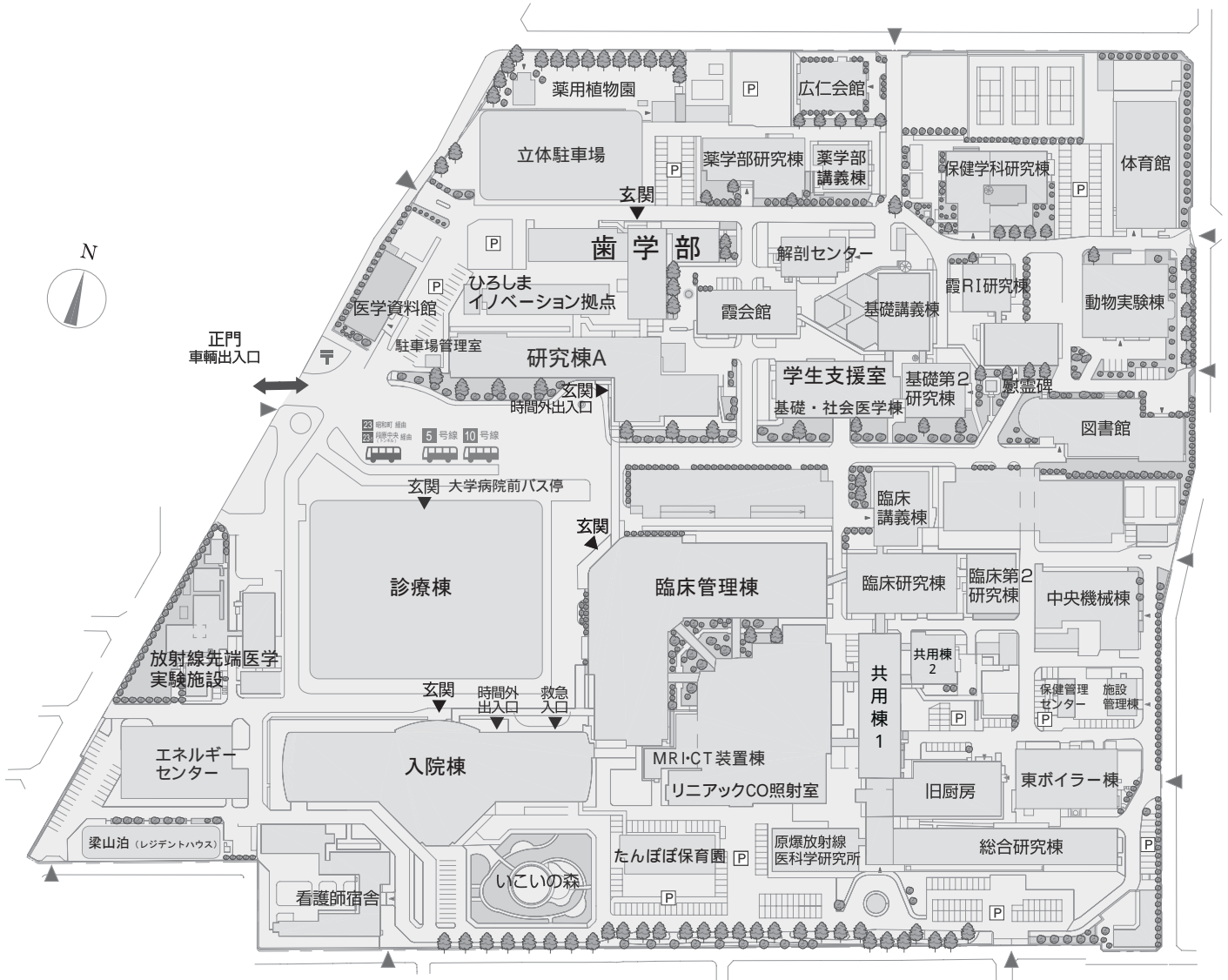
研究室名	職名	氏名	棟	別
歯髄生物学	教授	柴山 樹世	共用棟 1 3階	
	助教	本直 慎太郎		
	助教	永屋 津志		
	助教	進藤 智子		
	助教	※西 法克		
	助教	※香 之		
小児歯科学	教授	光畑 智子	共用棟 1 2階	
	助教	※新 法子		
	助教	※達 伸行		
	助教	※岩 優子		
	助教	※太刀 銘		
	助教	※櫻 薫		
歯科麻酔学	教授	入松 浩	研究棟 A 6階	
	講師	※吉田 広		
	助教	※土井 充		
	助教	※清 慶		
	助教	※向井 明		
	助教	※吉田 啓		
国際歯科医学・分子腫瘍学	教授	藤井 万紀子	研究棟 A 5階	
	助教	スーウイン ティ		
	教授	杉山 勝喜		
	講師	野宗 万英		
	講師	重生 眞理子		
	教授	内藤 圭伊子		
口腔発達機能学	助教	鶴田 村美	研究棟 B 6階	
	助教	※西 朝		
	助教	※前 子		
	教授	竹本 伸枝		
	講師	※松本 厚		
	助教	※仁井谷 善恵		
口腔保健管理学	教授	里田 隆博	研究棟 B 5階	
	助教	※下江 幸司		
	教授	村山 長一		
	講師	※峯 裕		
	教授	二川 浩樹		
	教授	田地 豪		
医療システム・生体材料工学	助教	※笹 妃佐子	研究棟 B 5階	
	講師	岡 広子		
	教授	林 幾江		
	教授	加藤 文紀		
	特任講師			
	助教			

※印は広島大学病院所屬

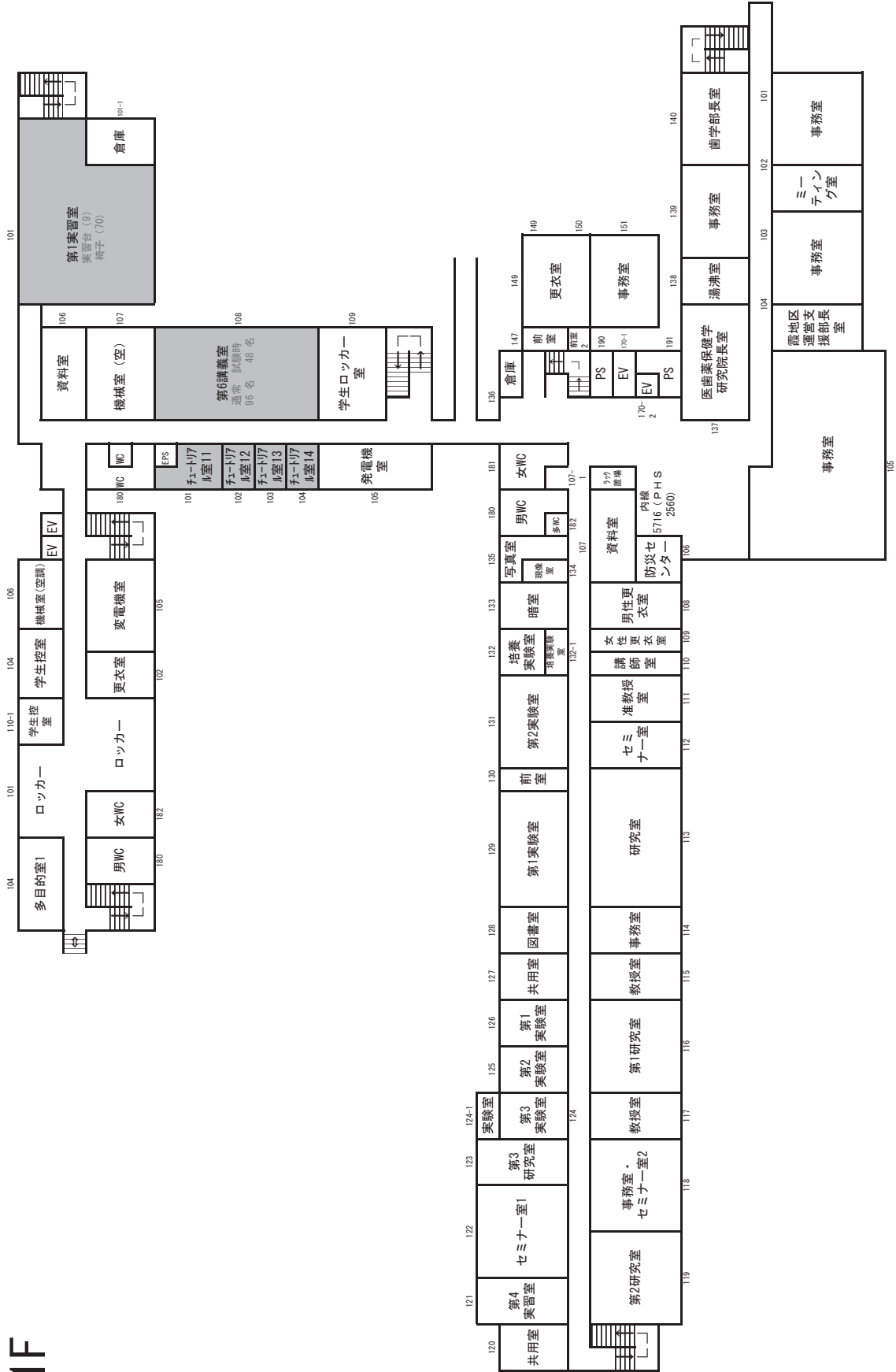
診療室名等	職名	氏名	棟	別
診療室名等 障害者歯科	教授	※岡田 芳幸		
	助教	※尾田 友紀		
口腔総合診療科	教授	※河 浩之		
	助教	※西 裕美		
	助教	※大 泰二		
	助教	※小 勝		
口腔検査センター	講師	※小川 郁子		
	助教	※北川 雅恵		
	助教	※新 智恵		
	助教	※田中 武志		
医療情報室 広島大学歯科診療所	講師	※日野 孝宗		

※印は広島大学病院所屬

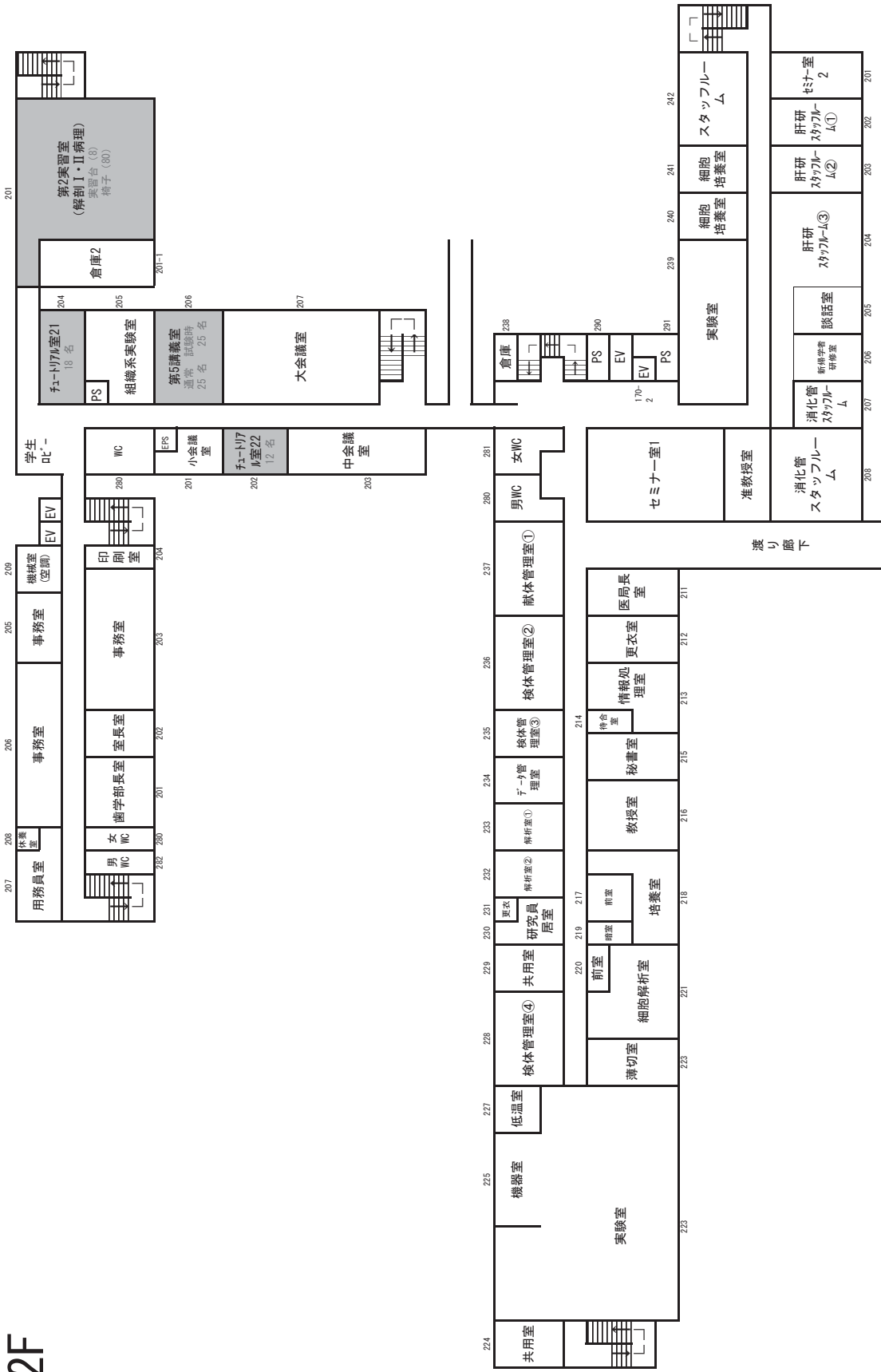
2 霞地区建物配置図（歯学部建物内配置図含む）



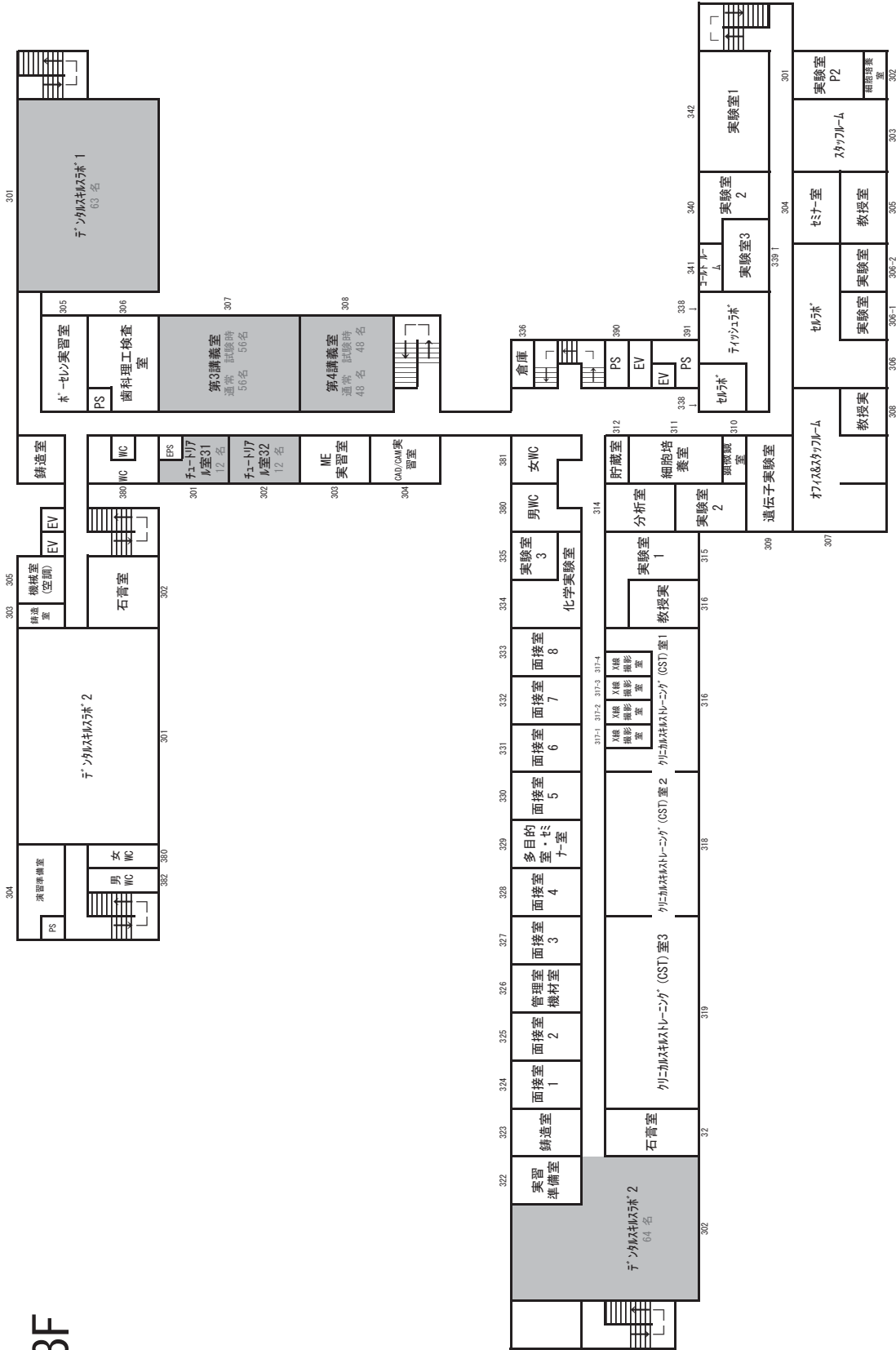
1F



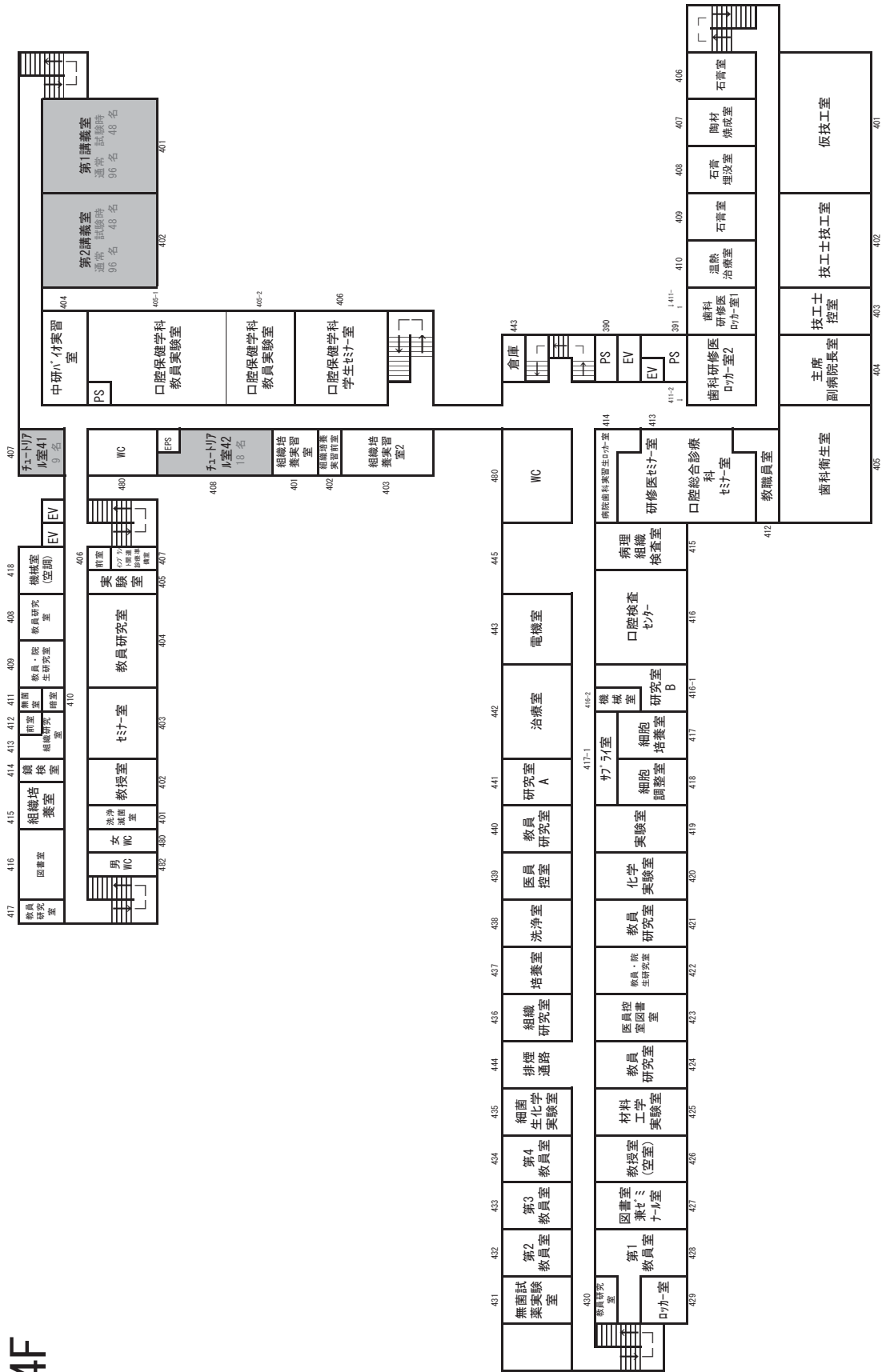
2F

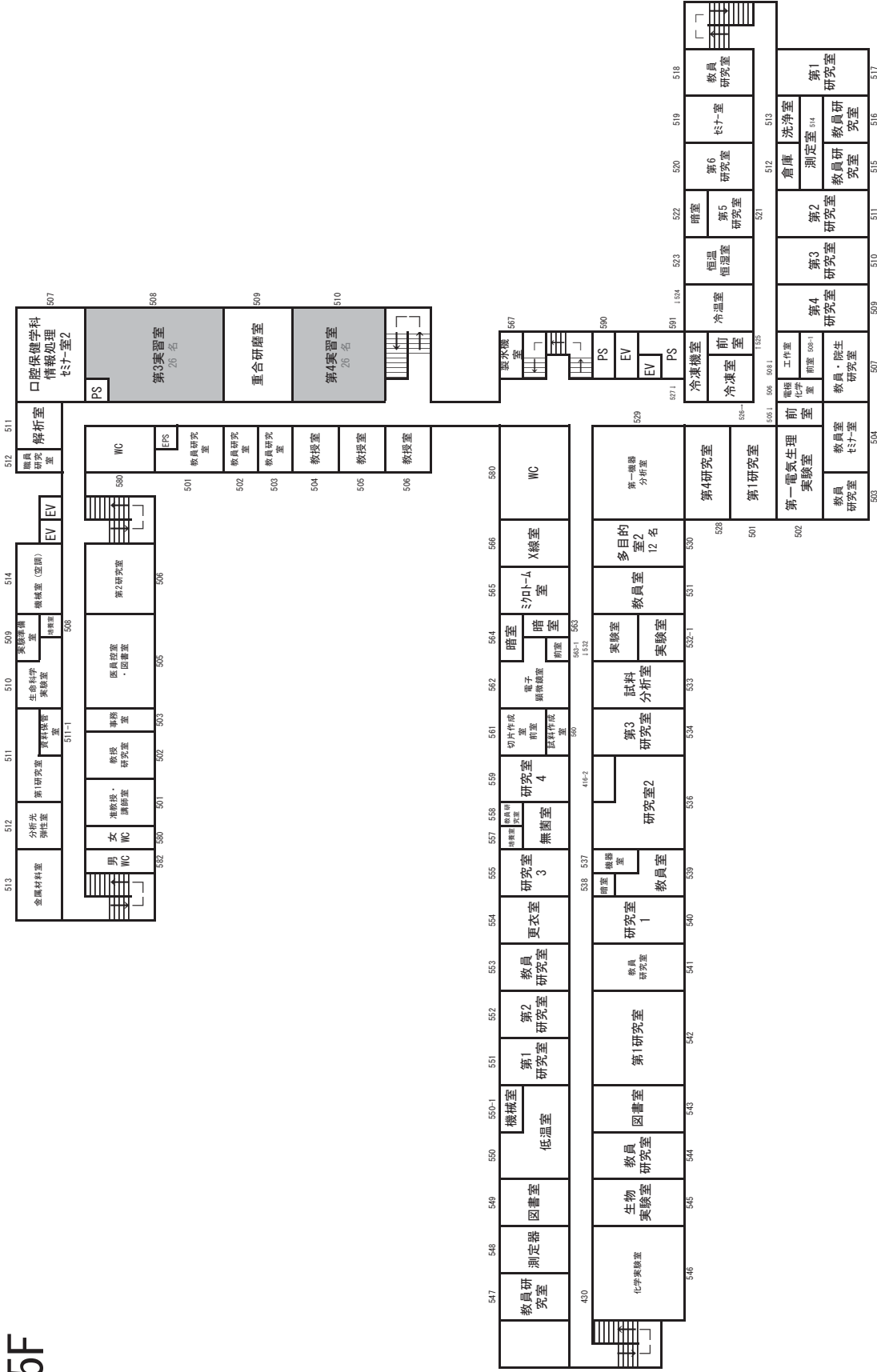


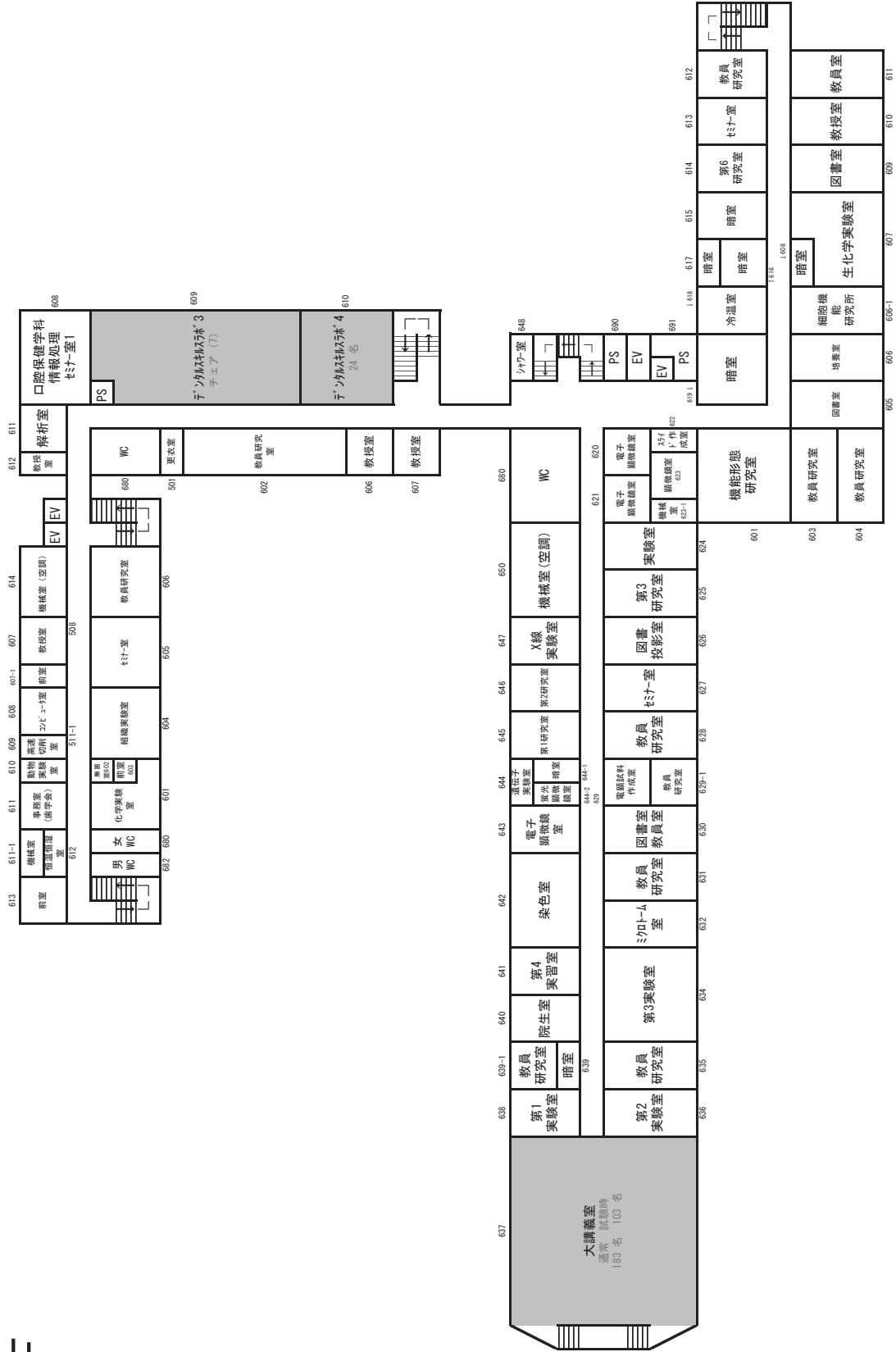
3F



4F









広島大学学章

緑の色地は更生する清新な生命を代表し、中央の学章はフェニックスの葉を図案化したものである。

これは、エジプト神話に出てくる霊長フェニックスが、500年生きるとその巣に火をつけ、自分の身を焼き灰の中から新たな生命をもって蘇えるといわれる不死鳥であることになぞらえ、原子爆弾で廃墟となった広島市に新たに生まれた本学を象徴した。

